

取手市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 (改定 2)

令和 8 年 3 月
取 手 市

目次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の根拠	1
2. 今回の「改定」の目的	1
3. 計画の適用範囲	2
4. 計画の位置付け	3
5. 計画の期間	4
第2節 廃棄物・リサイクル関連の動向.....	7
1. 廃棄物・リサイクル関連の法制度.....	7
2. 国の廃棄物処理の動向	8
3. 県の廃棄物処理の動向	9

第2章 地域の概要

第1節 地域の概況	10
1. 位置・地勢	10
2. 気象.....	11
第2節 人口、世帯	12
1. 人口及び世帯数	12
2. 出生数・死亡数	13
3. 転入・転出人口	14
4. 人口構造	15
5. 外国籍別人口	16
6. 世帯の内訳	17
7. 高齢世帯	18
第3節 産業.....	19
1. 産業.....	19

第3章 策定に当たって整理すべき事項..... 22

第1節 ごみ処理の概要	22
1. ごみ処理フロー	22
2. ごみ処理主体	23
3. ごみの分別と収集方法	25
第2節 ごみ排出の状況及びごみの性質と状態.....	27
1. ごみ処理の実績	27
2. 種類別排出量	28
3. ごみ排出量原単位の実績	30
4. ごみ性質と状態	33
第3節 ごみの排出抑制・資源化の状況.....	34
1. ごみの排出抑制の取り組み・状況.....	34
第4節 収集運搬の体制	39
1. 収集運搬の体制	39
第5節 中間処理施設の状況	40
1. ごみ処理施設の概要	40
2. 中間処理の実績	42
第6節 最終処分状況	44
1. 最終処分体制	44

2. 最終処分の実績	44
第7節 ごみ処理経費の実績	45
1. ごみ処理経費の実績	45
第8節 ごみ処理の評価	46
1. 現計画の目標との比較	46
2. 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる比較結果	47
第9節 課題の整理	51
1. 課題の抽出	51
2. 課題のまとめ	51
第4章 ごみ処理基本計画	52
第1節 ごみ処理基本計画の基本フレーム	52
1. 基本理念	52
2. 基本方針	53
第2節 ごみ処理量の予測	55
1. 将来人口	55
2. ごみ発生量の予測方法	56
3. ごみ排出量の予測結果	58
第3節 数値目標	61
1. ごみ減量に係る目標	61
2. 処理・処分に係る目標	63
第4節 減量化・資源化計画	64
＜基本方針1＞ 廃棄物発生回避の促進に向けた施策	64
＜基本方針2＞ ごみ減量化（排出抑制）の推進に向けた施策	64
＜基本方針3＞ 資源化の推進に向けた施策	65
＜基本方針4＞ 廃棄物の適正処理に向けた施策	66
第5節 収集運搬計画	67
1. 収集区域	67
2. 収集運搬	67
第6節 中間処理計画	70
1. 中間処理	70
2. 中間処理に関する特記事項	70
第7節 最終処分計画	71
1. 最終処分	71
2. 最終処分に関する特記事項	71
参考：他自治体のごみ減量化等に向けた取組	72
1. 紙・布の回収	72
2. 家庭系ごみ減量周知	72
3. 紙おむつリサイクル	73
4. ペットボトル水平リサイクル	73
5. 学校給食残渣リサイクル	73
6. 外国人向け周知方法	73

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画の基本的事項

1. 計画策定の根拠

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めなければならないこととされています。

2. 今回の「改定」の目的

市町村の一般廃棄物処理基本計画は、国が定めた「ごみ処理基本計画策定指針（改定版）」（平成28年9月：環境省）に基づき改定します。

取手市（以下「本市」といいます。）では、令和3年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改訂し、計画に基づき、快適で安全な生活環境の充実に努めてきました。計画改定後5年が経過しており、ごみ処理を取り巻く情勢等の変化に対応するため、今回、計画の見直しを行い、ごみ処理に関する長期的かつ総合的な事業の推進を行うことを目的として「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を改定しました。

3. 計画の適用範囲

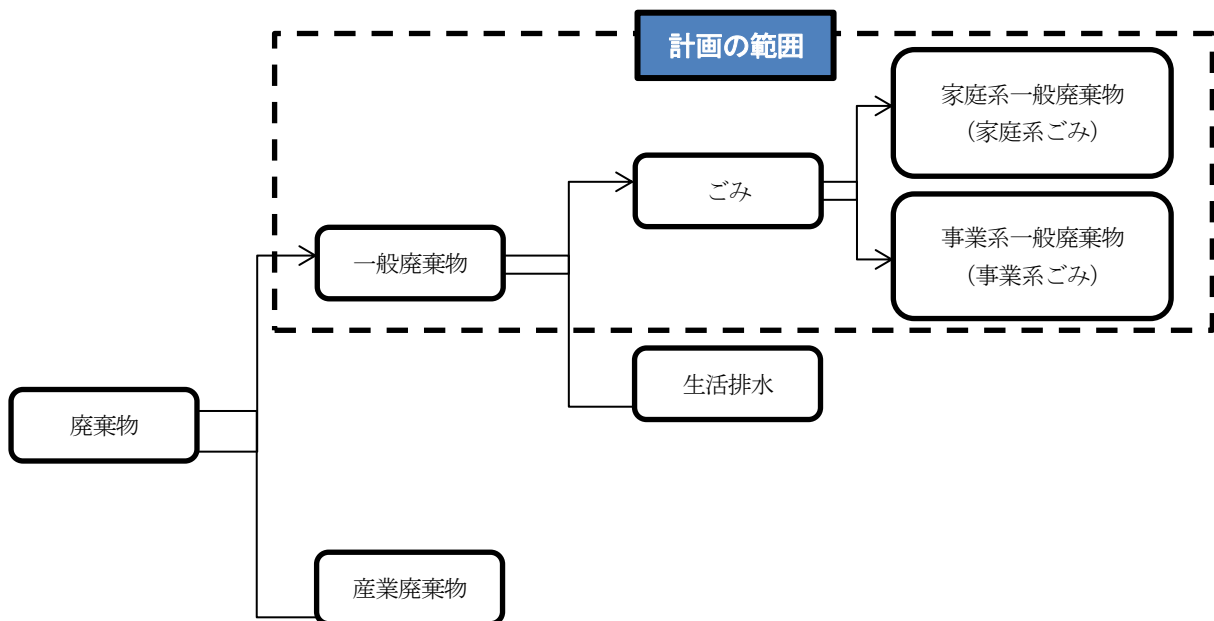
(1) 対象地域

本市内全域とします。

(2) 対象となる廃棄物

廃棄物の区分は以下に示すとおり、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。
本計画の対象とする廃棄物は、生活排水を除く「一般廃棄物」とします。

【図 1-1】 計画の範囲



○「産業廃棄物」とは

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた 20 種類の廃棄物のことです。「産業廃棄物」は本市で受け入れできません。

○「一般廃棄物」とは

「一般廃棄物」とは、「産業廃棄物」以外の廃棄物のことであり、「家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）」と「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」に分類されます。

○「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」とは

「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」の例を以下に示します。

- 事務所、工場、商店等から出る紙くず、布ぎれ、梱包に使用した木くず
- 飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
- 小売店等から排出される野菜くず、魚介類等

「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」は、自らの責任において適正に処理する他、本市と広域処理を行っている中間処理施設に搬入することが可能です。

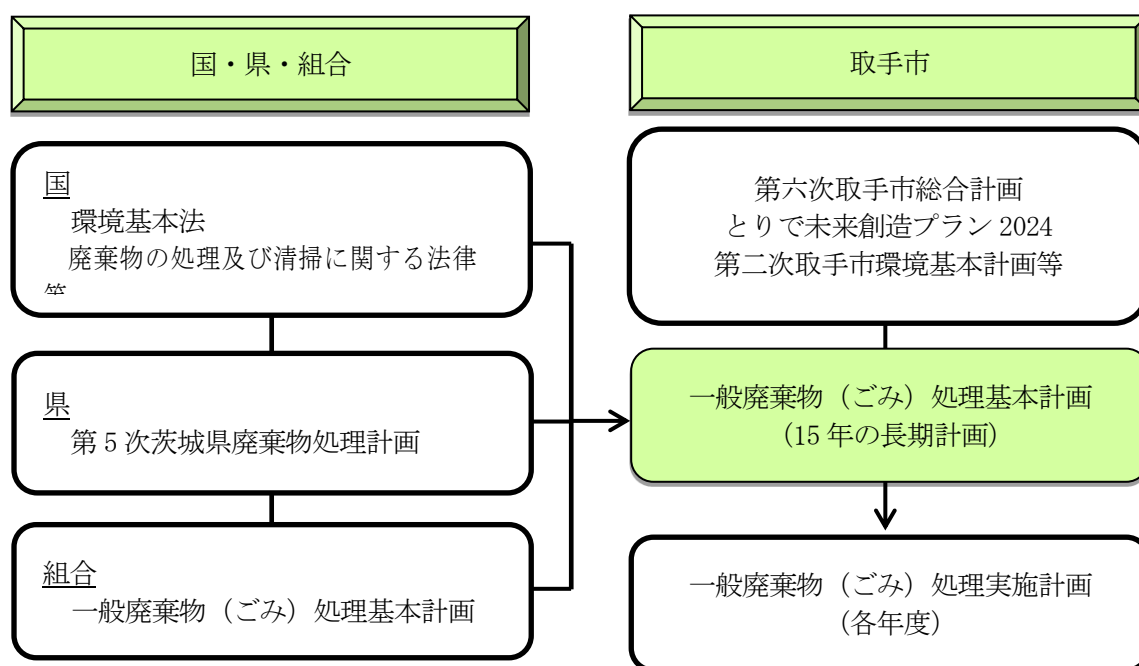
4. 計画の位置付け

本計画は、本市の上位計画である「第六次取手市総合計画」「とりで未来創造プラン 2024」「第二次取手市環境基本計画」との整合を図りながら、循環型社会の形成を目指し、ごみ処理計画の主要な柱となる長期計画です。また、単年度ごとに下位計画である「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」を策定します。

さらに、本計画は「第5次茨城県廃棄物処理計画」の他、本市とごみの共同処理を行っている常総市、つくばみらい市、守谷市から構成される常総地方広域市町村圏事務組合（以下、「組合」といいます。）の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が関連計画として挙げられます。

本計画の位置付けは以下のとおりです。

【図 1-2】 各計画との関連性

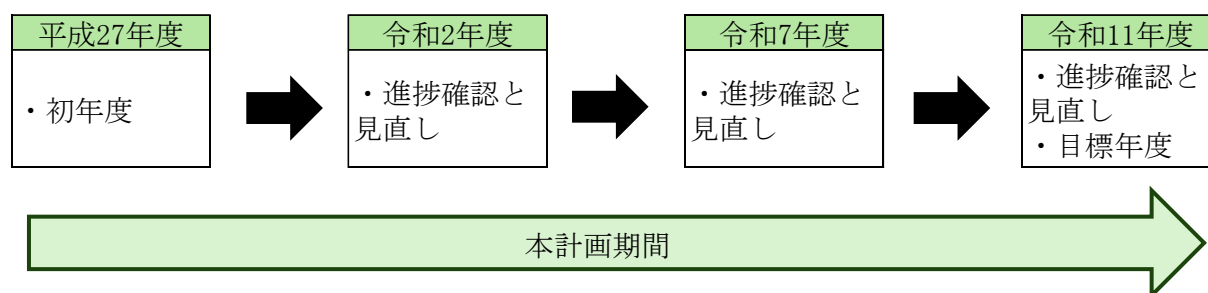


5. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度を初年度、令和 11 年度を目標年度とする 15 年間とします。

本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながらおおむね 5 年ごと、又は計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、見直しを行うものとします。

【図 1-3】 計画期間

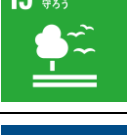
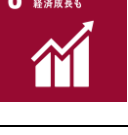


6. 対象とする SDGs の目標

(1) SDGs(持続可能な開発目標)とは

2001 年に策定された(MDGs)ミレニアム開発目標の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択され、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

【図 1-4】 SDGs 一覧

ゴール	目標	ゴール	目標
	①貧困をなくそう ● あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		⑩人や国の不平等をなくそう ● 各国内及び各国間の不平等を是正する
	②飢餓をゼロに ● 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		⑪住み続けられるまちづくりを ● 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な人間居住を実現する
	③すべての人に健康と福祉を ● あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		⑫つくる責任 つかう責任 ● 持続可能な生産消費形態を確保する
	④質の高い教育をみんなに ● すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		⑬気候変動に具体的な対策を ● 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	⑤ジェンダー平等を実現しよう ● ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		⑭海の豊かさを守ろう ● 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	⑥安全な水とトイレを世界中に ● すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		⑮陸の豊かさを守ろう ● 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	⑦エネルギーをみんなに そしてクリーンに ● すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		⑯平和と公正をすべての人に ● 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	⑧働きがいも経済成長も ● 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用（ディーセント・ワーク）と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		⑰パートナーシップで目標を達成しよう ● 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	⑨産業と技術革新の基盤をつくろう ● 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		【参考】 SDGs カラーホイール ● SDGs の全ゴールの色 17 色にて構成されている公式マーク

(2) 取手市 SDGs の推進

取手市では、平成 28 年度にスタートさせた第六次取手市総合計画における「とりで未来創造プラン 2024」が策定されました。この計画の中で、多様な意見を取り入れるために「とりで未来会議」を開催したことや、DX・脱炭素・SDGs などの社会のトレンドに沿ったことなど新たな視点を取り込んだ計画となっています。



(3) 対象とする SDGs の目標

本計画の実現に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）との協調を計り、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。本計画では対象とする SDGs の目標を以下のとおり定め、本市を取り巻く社会情勢の変化などに留意しつつ、長期的な視点で計画を推進します。

【図 1-5】 対象とする SDGs の目標

	目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する ・循環型社会形成の必要性を周知 ・環境に関する出前講座、出前授業等の充実
	目標 13 気候変動に具体的な対策を ・4 R 行動の推進によるごみ排出量の削減。それによる温室効果ガス排出量の削減
	目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する ・循環型社会形成に向けた自治体・事業者・市民・団体等との連携

第2節 廃棄物・リサイクル関連の動向

1. 廃棄物・リサイクル関連の法制度

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。

廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を以下に示します。

【図 1-6】 廃棄物やリサイクルに関する法体系（令和7年11月時点）



※出典：第四次循環型社会形成推進基本計画

2. 国の廃棄物処理の動向

(1) 廃棄物処理法に基づく基本方針

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年2月環境省告示第6号）について、令和4年度以降における廃棄物減量化の目標量等の変更を行いました。また、基本方針の改定にあたっては第5次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形としました。

廃棄物の減量化の目標については、以下のとおり定めました。

【表 1-1】 廃棄物処理法に基づく基本方針（令和7年2月）での目標

指標	目標年	一般廃棄物の目標
排出量	令和12年度	令和4年度比約9%削減
家庭系ごみ排出量		約478g/人・日
出口側循環利用率		約26%
ごみ焼却量		約580g/人・日
最終処分量		令和4年度比約5%削減

(2) 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備を行ってきました。

循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が令和6年8月に閣議決定されました。

第五次循環型社会形成推進基本計画では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵としています。また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツールとしています。

一般廃棄物の減量化に関する取り組み指標については、以下のとおり目標が設定されています。

【表 1-2】 第五次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

取組指標	目標年	目標
ごみ焼却量	令和12年度	約580g/人・日

3. 県の廃棄物処理の動向

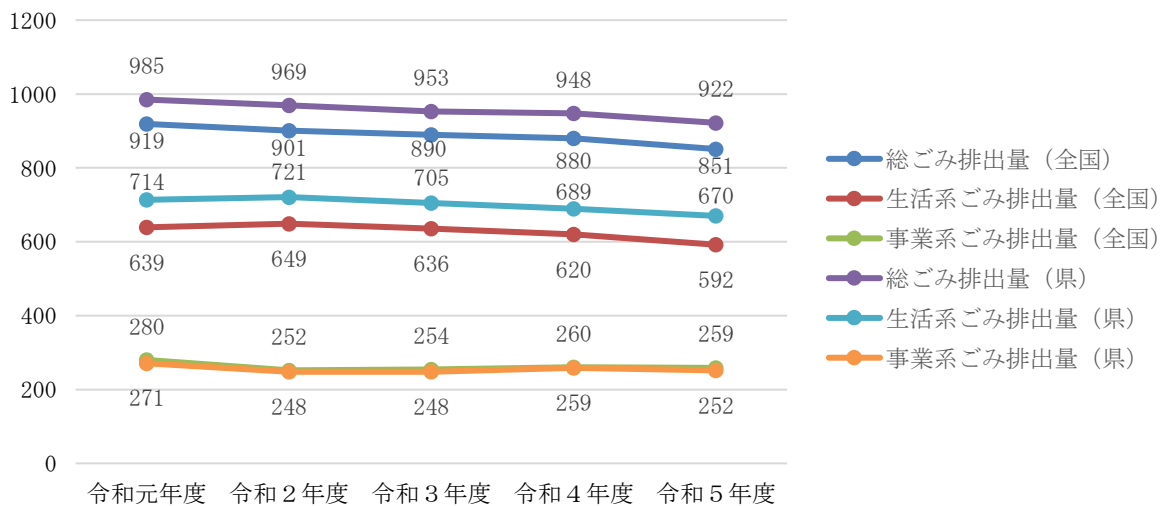
茨城県は、県が今後、取り組むべき廃棄物処理施策の基本的な事項等を定める計画として、第5次茨城県廃棄物処理計画を策定し、各主体と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や循環的利用の促進、及び適正処理の確保に係るそれぞれの主体的な取組を推進することとしています。

一般廃棄物の減量化に関する目標については、以下のとおり設定しました。

【表 1-3】 第5次茨城県廃棄物処理計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

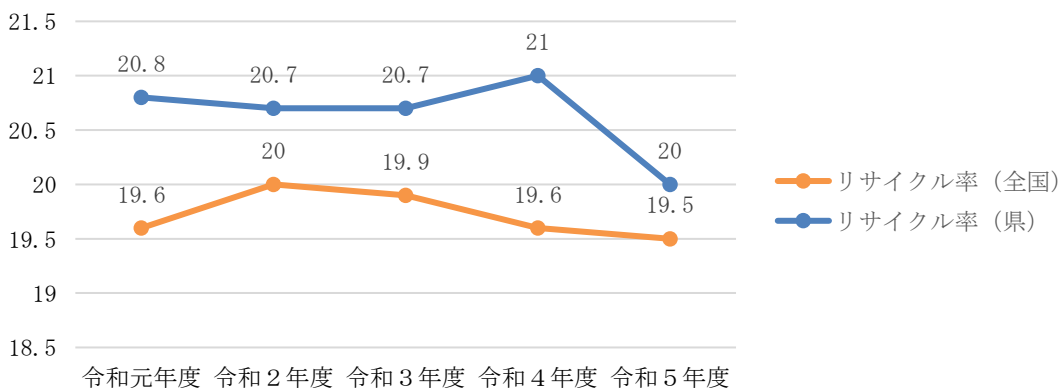
項目		単位	実績	目標
			平成30年度	令和7年度
代表指標	ごみ排出量	千 t	1,060	980
	ごみ最終処分量	千 t	84	80 以下
補助指標	一人一日当たりごみ排出量	g/人・日	990	976
	再生利用率	%	21.3	20 以上

【図1-7】 1人1日当たりのごみ排出量



※出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

【図1-8】 リサイクル率



※出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

第2章 地域の概要

第1節 地域の概況

1. 位置・地勢

本市は、総面積が69.94㎢で、東西14.3km、南北9.3kmの地域です。茨城県の南端部、都心から約40km、時間にして約40分という交通の利便性に恵まれた位置にあり、市域の東は小貝川を隔て龍ヶ崎市と北相馬郡利根町の一部に、西は守谷市に、南は千葉県我孫子市及び柏市に、北部はつくばみらい市に接しています。

本市の地勢をみると、南・西部は利根川に沿うように複雑に入り込んだ谷津田と標高20m前後の丘陵地帯からなり、俗にこの台地は北相馬台地と呼ばれています。また、東部は細長く独立した台地からなり、北部は小貝川に沿って、その豊かな水に恵まれた水田地帯が広がっています。

【図2-1】 取手市の位置

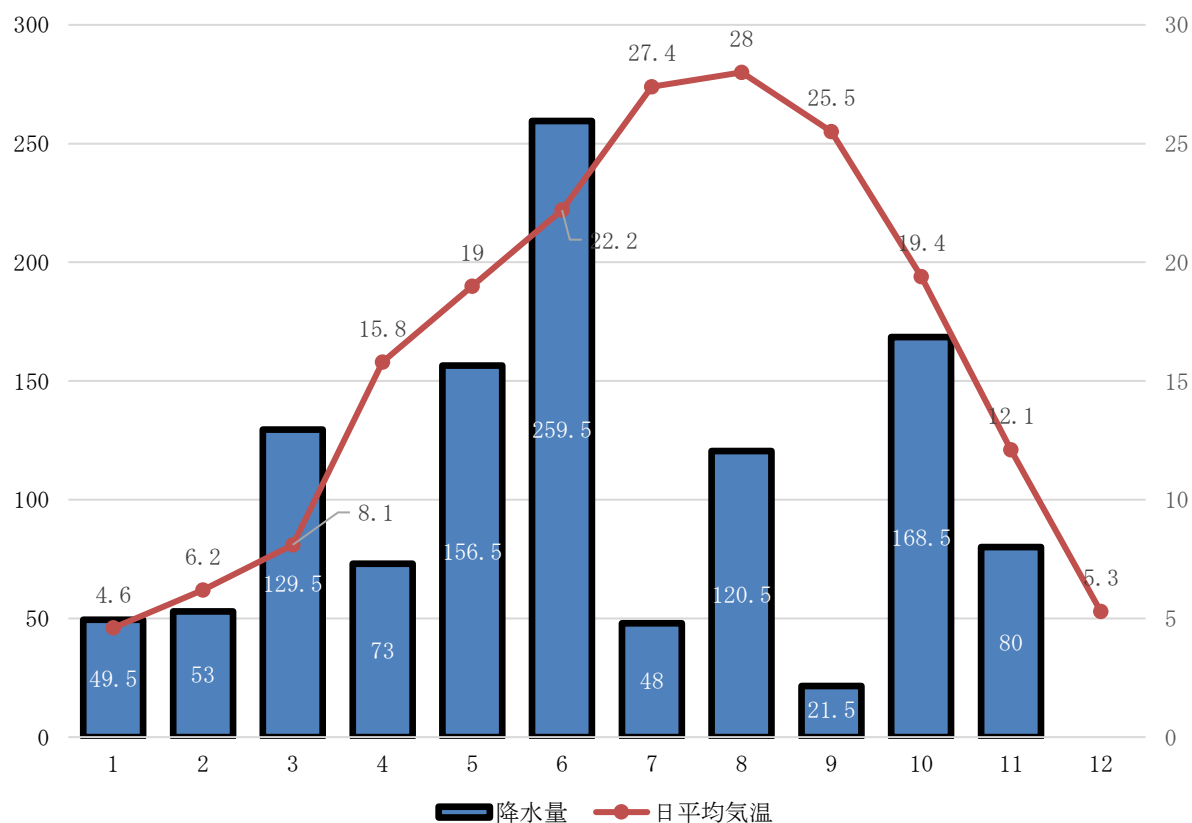


※出典：第五次取手市総合計画 後期5カ年基本計画

2. 気象

令和6年における本市の気象を以下に示します。

【図 2-2】 令和6年度の気象推移



【表 2-1】 気象概要

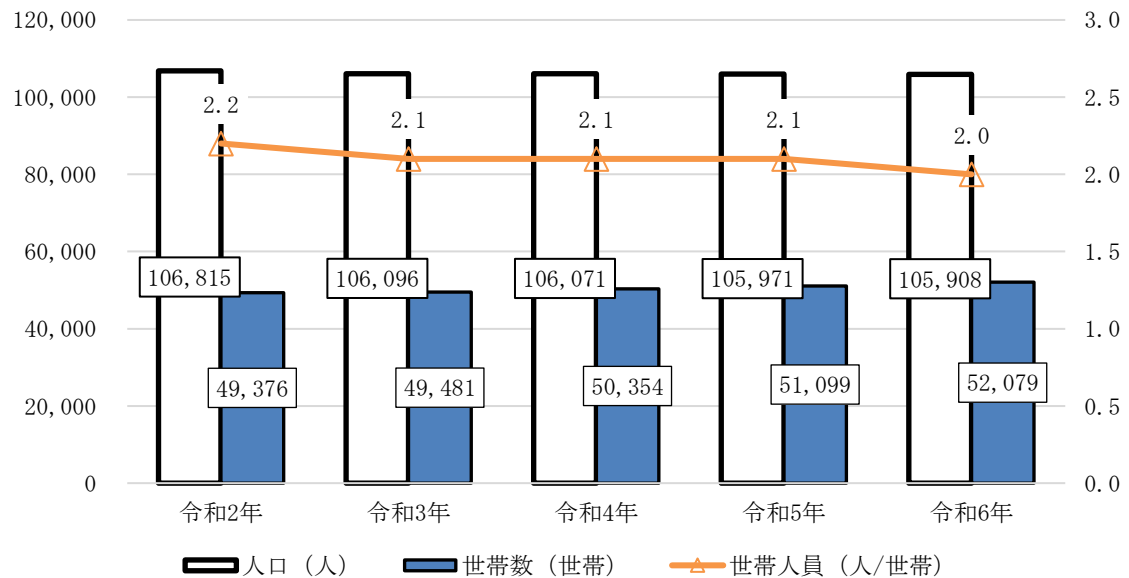
年度		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
気温 (°C)	平均	15.7	15.7	15.4	16.7	16.1
	最高	36.8	36.2	38.5	37	37.3
	最低	-5.1	-6	-5	-4.4	-6.2
降水量 (mm)	年間合計	985.50	1,269.00	1,099.00	1,005.00	1,159.50

※出典：統計とりで

第2節 人口、世帯

1. 人口及び世帯数

【図 2-3】 人口・世帯数の推移



【表 2-2】 人口・世帯数

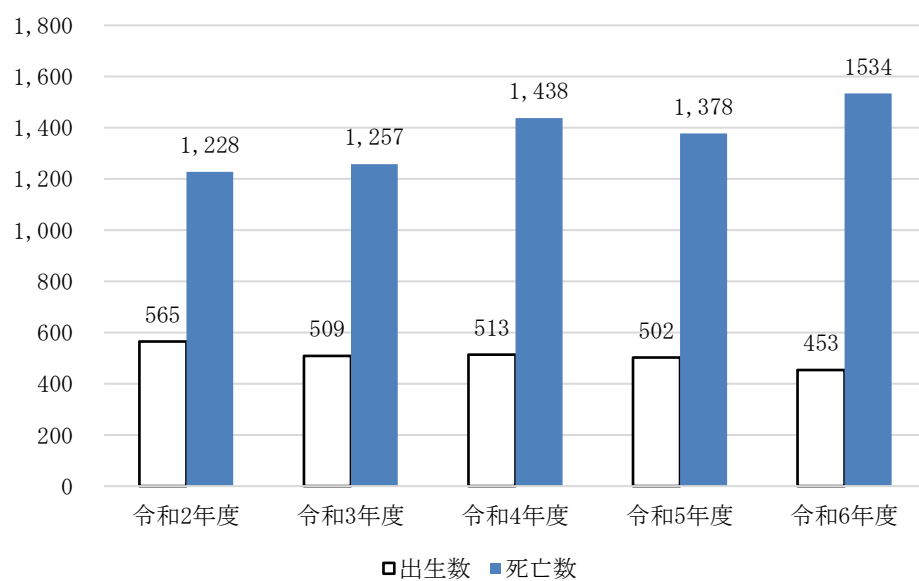
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
人口 (人)	106,815	106,096	106,071	105,971	105,908
世帯数 (世帯)	49,376	49,481	50,354	51,099	52,079
世帯人員 (人/世帯)	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0

※各年 10 月 1 日現在

※出典：住民基本台帳人口

2. 出生数・死亡数

【図 2-4】 出生数・死亡数の推移



【表 2-3】 出生数・死亡数

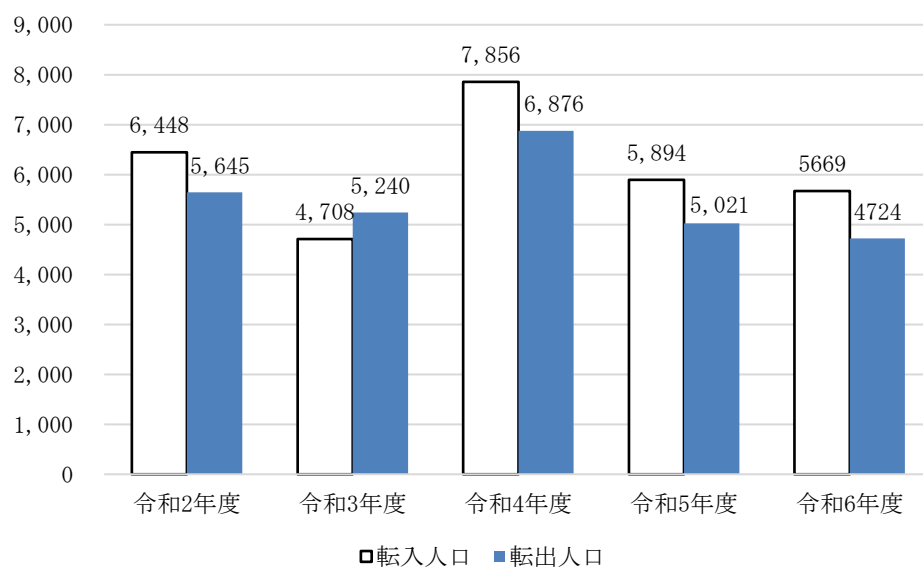
単位：(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出生数	565	509	513	502	453
死亡数	1,228	1,257	1,438	1,378	1,534
出生数－死亡数	-663	-748	-925	-876	-1,081

※出典：茨城県 統計課

3. 転入・転出人口

【図 2-5】 転入人口・転出人口の推移



【表 2-4】 転入人口・転出人口

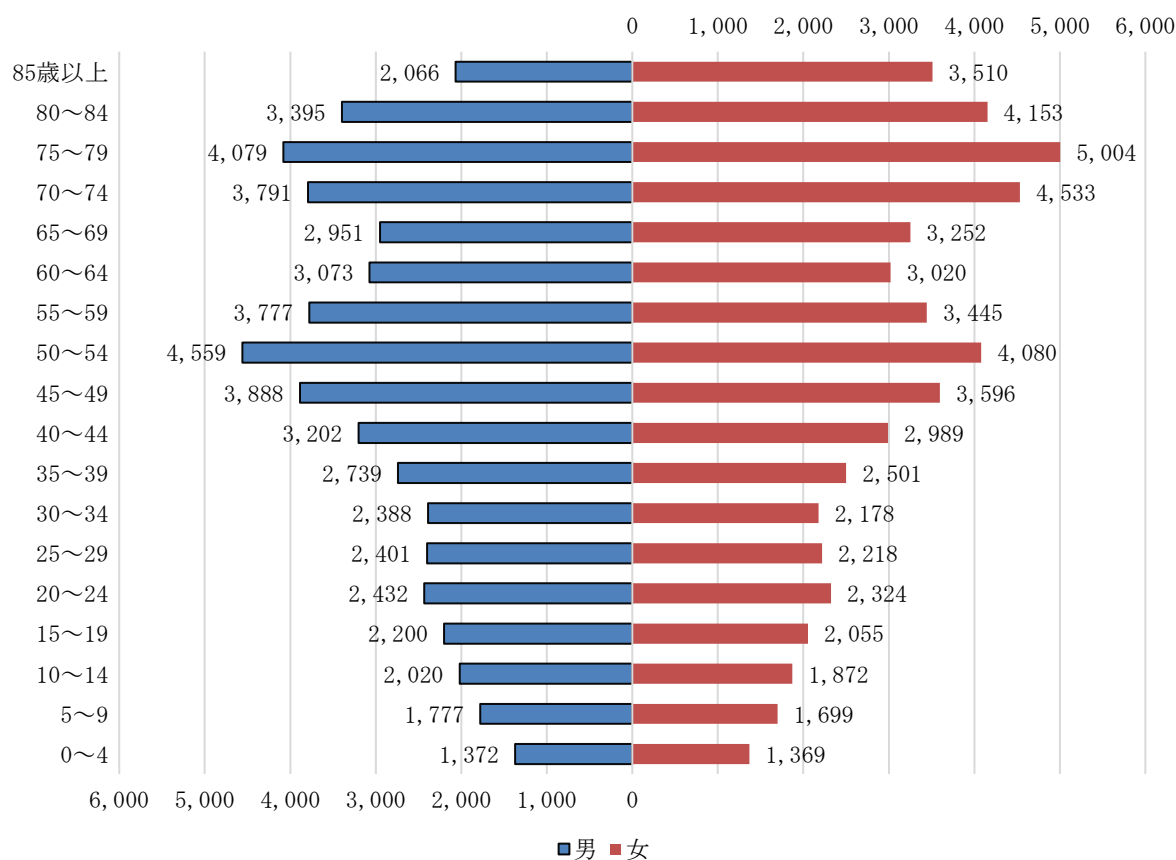
単位：(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
転入人口	6,448	4,708	7,856	5,894	5,669
転出人口	5,645	5,240	6,876	5,021	4,724
転入人口－転出人口	803	-532	980	873	945

※出典：茨城県 統計課

4. 人口構造

【図 2-6】 令和 6 年度人口構造（令和 6 年 10 月 1 日時点）



※各年 10 月 1 日現在

※出典：住民基本台帳人口

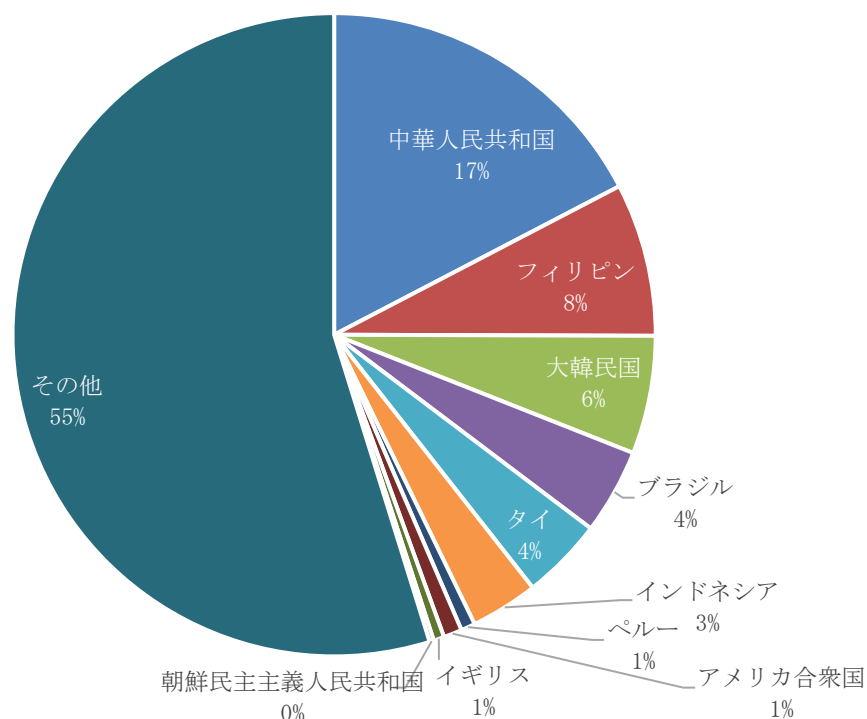
【表 2-5】 年齢 3 区分別人口

	年少人口 (15 歳未満)		生産年齢人口 (15 歳から 64 歳)		老年人口 (65 歳以上)		総数 (人)
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	
令和 2 年	10,955	10.3	59,195	55.4	36,665	34.3	106,815
令和 3 年	10,691	10.1	58,573	55.2	36,832	34.7	106,096
令和 4 年	10,509	9.9	58,708	55.4	36,854	34.7	106,071
令和 5 年	10,315	9.7	58,862	55.6	36,794	34.7	105,971
令和 6 年	10,109	9.5	59,065	55.8	36,734	34.7	105,908

5. 外国籍別人口

外国籍別の人口概要を以下に示します。

【図 2-7】 外国籍人口概要（令和 6 年 10 月 1 日）



【表 2-6】 外国籍人口

単位：(人)

国籍	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
中華人民共和国	381	472	478	537	485
フィリピン	167	164	215	230	215
大韓民国	160	157	161	161	166
ブラジル	122	121	112	116	120
タイ	103	91	102	104	115
インドネシア	35	27	73	96	95
ペルー	22	27	24	24	20
アメリカ合衆国	22	27	25	26	26
イギリス	8	10	11	12	15
朝鮮民主主義人民共和国	4	5	5	5	6
その他	673	599	822	1,093	1,531
合計	1,697	1,700	2,028	2,404	2,794

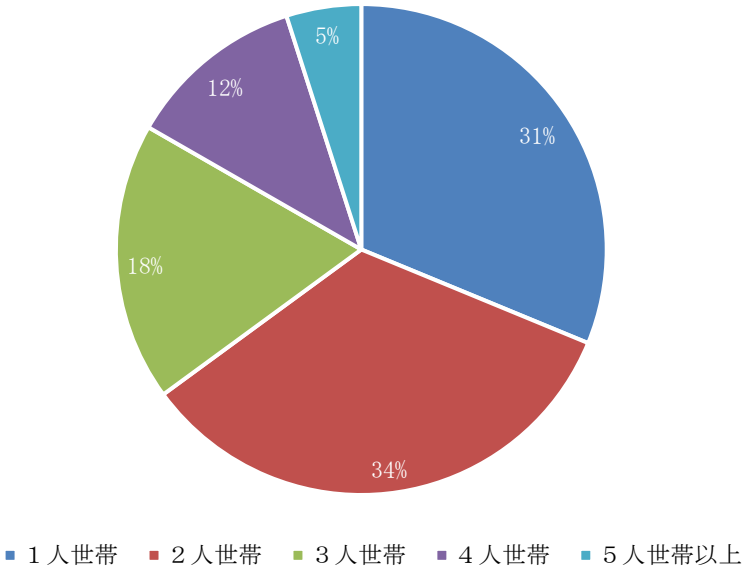
※各年 10 月 1 日時点の人口

※出典：住民基本台帳人口

6. 世帯の内訳

世帯の内訳の推移を以下に示します。

【図 2-8】 世帯の内訳（令和 2 年）



【表 2-7】 世帯の内訳

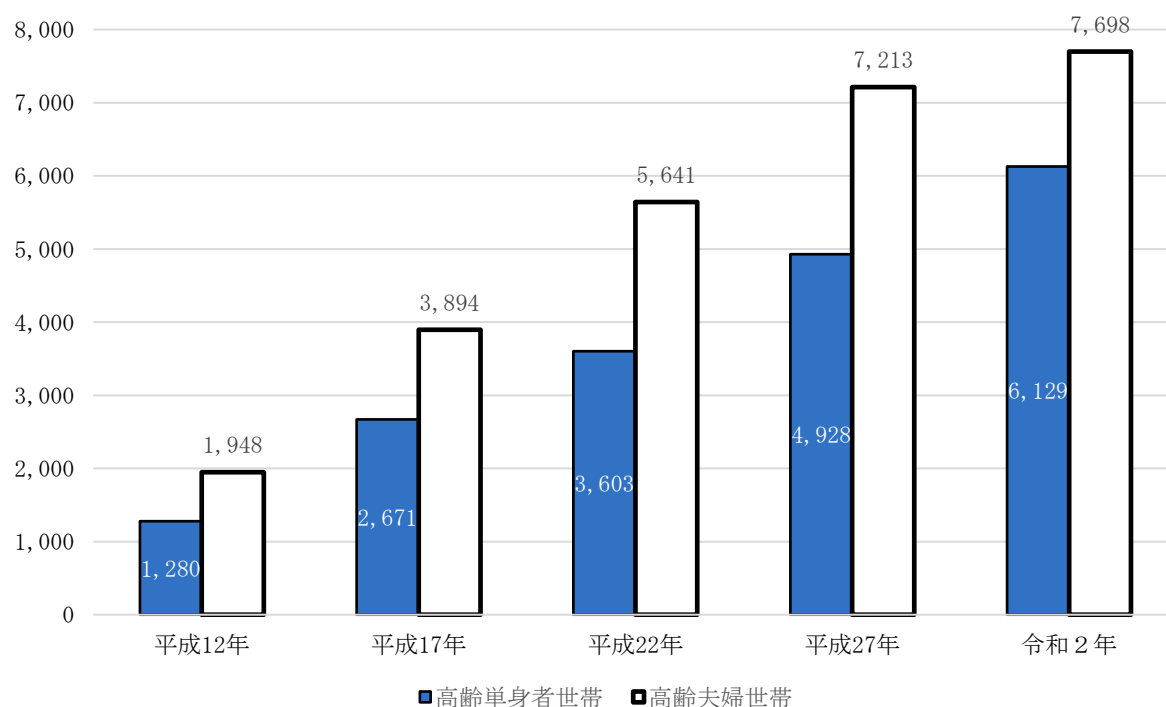
単位：（世帯）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
1 人世帯	7, 692	8, 526	10, 153	11, 497	14, 161
2 人世帯	10, 200	11, 785	13, 449	14, 566	15, 289
3 人世帯	9, 273	9, 157	8, 982	8, 652	8, 323
4 人世帯	8, 526	7, 331	6, 732	5, 998	5, 337
5 人世帯以上	4, 600	3, 813	3, 265	2, 720	2, 238
総数	40, 291	40, 612	42, 581	43, 433	45, 348

※出典：国勢調査

7. 高齢世帯

【図 2-9】 高齢世帯の推移（令和 2 年）



【表 2-8】 高齢世帯の内訳

単位：(世帯)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
高齢単身者世帯 (65 歳以上の高齢者の 1 人暮らし世帯)	1,280	2,671	3,603	4,928	6,129
高齢夫婦世帯 (高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯)	1,948	3,894	5,641	7,213	7,698

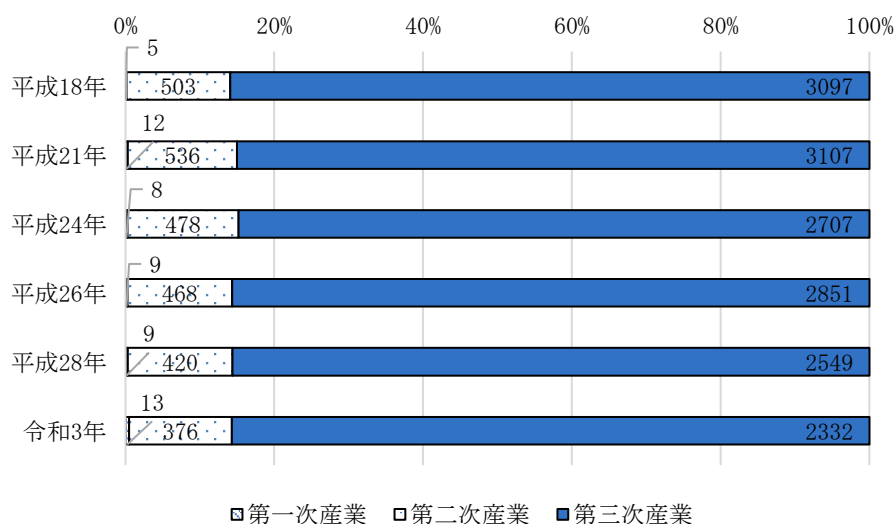
※出典：国勢調査

第3節 産業

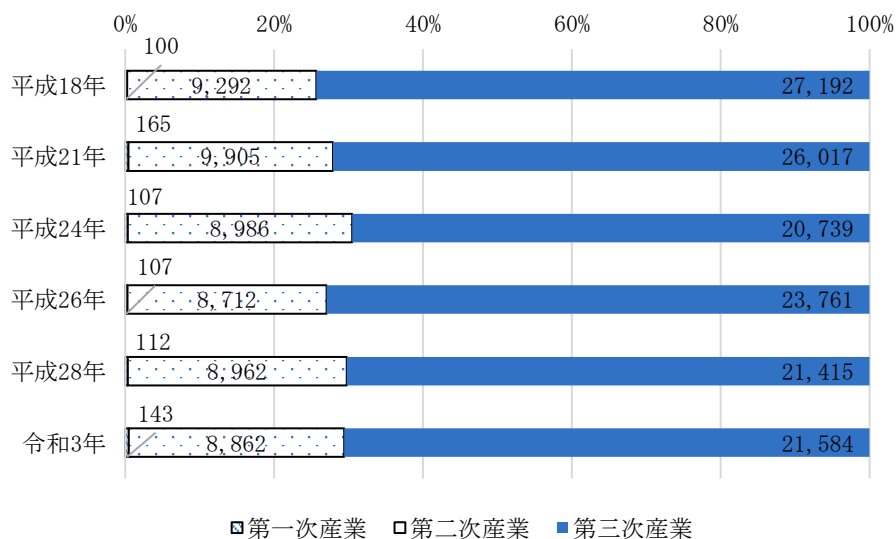
1. 産業

第一次産業、第二次産業、第三次産業における、事業所数、従業員数の構成比率を以下に示します。

【図2-10】 産業別事業所数の構成比



【図2-11】 産業別従業員数の構成比



【表 2-9】 年別事業所数・従業者数

		第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数
平成 18 年	事業所 (件)	5	503	3,097	3,605
	従業員数 (人)	100	9,292	27,192	36,584
平成 21 年	事業所 (件)	12	536	3,107	3,655
	従業員数 (人)	165	9,905	26,017	36,087
平成 24 年	事業所 (件)	8	478	2,707	3,193
	従業員数 (人)	107	8,986	20,739	29,832
平成 26 年	事業所 (件)	9	468	2,851	3,328
	従業員数 (人)	107	8,712	23,761	32,580
平成 28 年	事業所 (件)	9	420	2,549	2,978
	従業員数 (人)	112	8,962	21,415	30,489
令和 3 年	事業所 (件)	13	376	2,332	2,721
	従業員数 (人)	143	8,862	21,584	30,589

※出典：茨城県統計年鑑（平成 18～令和 3 年 公務を除く事業所、従業員数）

【表 2-10】 産業分類別事業所数・従業者数（令和 3 年）

産業分類		事業所数 (件)	従業者数 (人)
第一次産業	農林漁業	13	143
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
	建設業	251	1,161
	製造業	125	7,701
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3	126
	情報通信業	22	132
	運輸業、郵便業	59	1,152
	卸売業、小売業	681	6,092
	金融業、保険業	41	509
	不動産業、物品賃貸業	185	584
	学術研究、専門・技術サービス業	123	590
	宿泊業、飲食サービス業	304	1,900
	生活関連サービス業、娯楽業	289	1,130
	教育、学習支援業	141	1,245
	医療、福祉	278	5,296
	複合サービス事業	18	250
サービス業（他に分類されないもの）		188	2,578
合計		2,978	2,721

※出典：令和 3 年茨城県統計年鑑

【表 2-11】 卸売業・小売業の中分類別の事業者数、従業員数（令和３年）

項目	事業所数（件）	従業者数（人）
卸売業計	110	753
繊維・衣服等卸売業	2	10
飲食料品卸売業	10	41
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	19	244
機械器具卸売業	25	133
その他の卸売業	31	209
小売業計	641	4,611
各種商品小売業	0	0
織物・衣服・身の回り品小売業	49	200
飲食料品小売業	156	2,231
機械器具小売業	77	888
その他の小売業	168	1,093
無店舗小売業	35	199

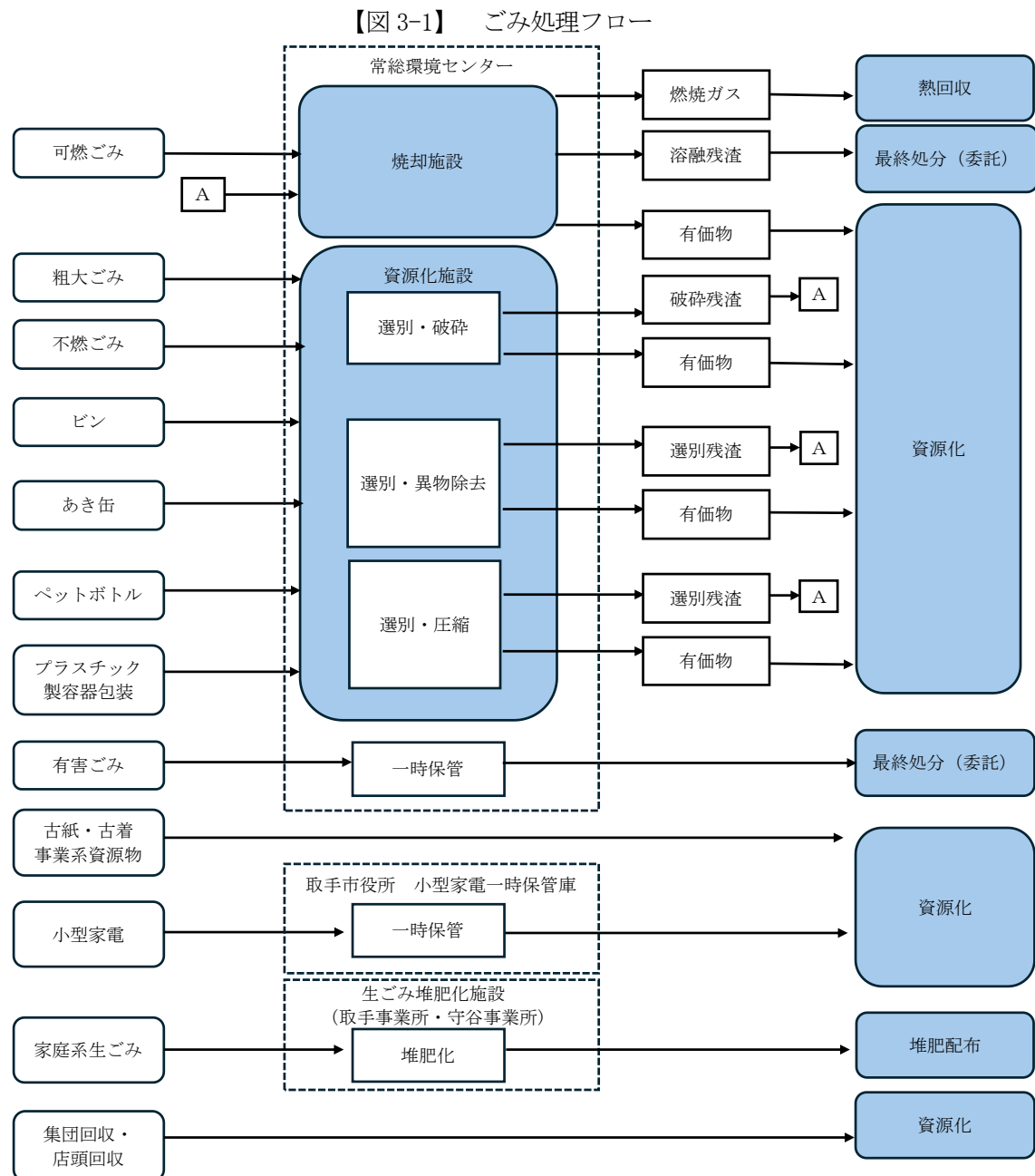
※出典：令和３年経済センサス-活動調査

第3章 策定に当たって整理すべき事項

第1節 ごみ処理の概要

1. ごみ処理フロー

令和7年度でのごみ処理フローを以下に示します。



2. ごみ処理主体

令和7年度におけるごみ処理の処理主体を、以下の表に示します。

(1) 収集運搬の処理主体

収集運搬の処理主体については、家庭系ごみが本市（委託）及び排出者（直接搬入）で、事業系ごみが収集運搬許可業者及び排出者（直接搬入）となっています。家庭系ごみのうち、家庭ごみ集積所から収集した「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物（あき缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装）」は、常総環境センターに搬入されます。また、「有害ごみ」は市内の拠点から収集し、環境センターで一時保管します。「古紙・古布」は家庭ごみ集積所から収集し、古紙問屋に搬入されます。「小型家電」は市内の拠点から収集し市役所で一時保管します。「生ごみ」は、対象地区で収集された後、生ごみ堆肥化施設に搬入されます。事業系ごみは「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物（あき缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装）」を対象とし、各事業所から収集後、常総環境センターに搬入されます。

(2) 中間処理の処理主体

中間処理の処理主体については、常総環境センターに搬入された「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物（あき缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装）」、「生ごみ」は組合、「古紙・古布」は本市、「小型家電」は認定事業者となります。「可燃ごみ」は焼却施設で熔融処理し、熔融残渣（熔融スラグ、飛灰処理物、熔融不適物）となります。「粗大ごみ」、「不燃ごみ」は、危険なものや破碎できないものを取り除いた後に破碎し、有価物は資源化を行い、それ以外は焼却施設で処理されます。「資源物」のうち、「ビン」は手選別で異物を除去して資源化します。「あき缶」は手選別で異物を除去し、磁力選別で鉄やアルミを回収して資源化します。「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」は手選別で異物を除去した後、圧縮梱包し、資源化します。「小型家電」は、認定事業者に引き渡した後、資源化施設にて資源化します。「生ごみ」は、生ごみ堆肥化施設で堆肥化されます。

(3) 最終処分の処理主体

最終処分の処理主体については、常総環境センターにおいて中間処理で生じた熔融残渣のうち、熔融スラグの一部は有価物として資源化された後、委託先の圏域外の最終処分場に搬入し埋め立て処理されます。「古紙・古布」は、古紙問屋に搬入された後、直接資源化します。

また、本市が収集する事業以外に、自主的に資源物を回収する活動を行っている団体が実施する「集団回収」と小売店舗の店頭で資源物を回収する「小売店舗店頭回収」があります。いずれも回収された資源物は民間再生事業者に搬入された後、直接資源化します。

【表 3-1】 ごみ処理主体

分別区分	収集運搬		中間処理	最終処分
	家庭系ごみ	事業系ごみ		
可燃ごみ	本市（委託） 排出者（直接搬入）	収集運搬業者（許可） 排出者（直接搬入）	組合	組合（委託）・資源化
不燃ごみ	本市（委託） 排出者（直接搬入）	収集運搬業者（許可） 排出者（直接搬入）	組合	組合（委託）・資源化
粗大ごみ	本市（委託） 排出者（直接搬入）	収集運搬業者（産廃）	組合	組合（委託）・資源化
ビン	本市（委託） 排出者（直接搬入）	収集運搬業者（許可） 排出者（直接搬入）	組合	資源化
あき缶	本市（委託） 排出者（直接搬入）	収集運搬業者（許可） 排出者（直接搬入）	組合	資源化
ペットボトル	本市（委託） 排出者（直接搬入）	収集運搬業者（許可） 排出者（直接搬入）	組合	資源化
プラスチック製 容器包装	本市（委託） 排出者（直接搬入）	収集運搬業者（許可） 排出者（直接搬入）	組合	資源化
有害ごみ	本市（直営） 排出者（直接搬入）	収集運搬業者（産廃）	組合	組合（委託）
古紙・古布	本市（委託）	収集運搬業者（許可） 収集運搬業者（産廃）	本市	資源化
小型家電	本市（直営）	収集運搬業者（産廃）	認定事業者	資源化
生ごみ	組合（委託）	収集運搬業者（許可）	組合 民間事業所	堆肥化

3. ごみの分別と収集方法

(1) 家庭系ごみ

令和7年度における家庭系ごみの排出形態を以下の表に示します。分別区分は「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源物（ビン（3種類）、あき缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙（4種類）、古布）、小型家電」、「有害ごみ（乾電池、蛍光灯）」の5種17分別です。また、組合の委託事業として協力世帯において「生ごみ」を収集しています。

収集方式はごみ集積所方式を基本としており、「小型家電」、「乾電池」、「蛍光灯」は拠点回収方式、「粗大ごみ」は予約制による戸別収集方式となっています。

【表 3-2】 家庭系ごみの分別区分と排出方法

分別区分		ごみの種類（概要）	排出形態	収集方式	収集回数
可燃ごみ①		資源化できない紙くず類、木くず、厨芥類、布及び綿類、使い捨てオムツ類	指定袋	ごみ集積所	週 2 回
不燃ごみ②		資源化できないプラスチック類、ビニール類（ビニール、皮革、ゴムホース等）	指定袋		週 1 回
		資源化できない金属類（鉄、アルミ、ステンレス）、割れ物類、家電類	指定袋		月 1 回
粗大ごみ③		可燃性（家の廃木材、たたみ、マットレス、カーペット、ベット及び木製家具類）、不燃性（金属製家具及び用具類、プラスチック製遊具及び玩具類、特定家庭用機器再商品化法に該当しない家電類、自転車類、石油ストーブ類、タイヤ、農機具類）	粗大ごみ処理券	戸別収集	予約制
資源物	ビン（3区分） ④⑤⑥	茶色のビン（飲食用）	コンテナ	ごみ集積所	月 2 回
		無色のビン（飲食用）	コンテナ		
		その他の色のビン（飲食用）	コンテナ		
	あき缶⑦	缶類	指定袋		
	ペットボトル⑧	PET ボトルの法定識別マークの表示のあるもの	指定袋		
	プラスチック製容器包装⑨	プラスチック製容器包装の法定識別マークの表示のあるもの	指定袋		月 2 回
	古紙（4区分） ⑩⑪⑫⑬	新聞	ひも束		
		雑誌・雑がみ			
		段ボール			
		牛乳パック			
	古布⑭	下着類、皮革製品、ビニール製品を除く衣類	ひも束にして透明袋		
	小型家電⑮	デジタルカメラ、ゲーム機器、ACアダプター、電子手帳、卓上計算機、携帯音楽プレーヤー、ビデオカメラ、携帯電話、カーナビ、ワープロ	専用回収箱	拠点回収	随時
有害ごみ	乾電池⑯	乾電池、水銀式体温計	専用回収箱	拠点回収	随時
	蛍光管⑰	蛍光管	専用回収箱	拠点回収	随時
生ごみ（委託事業）		水切りした食品残渣	専用回収箱	ごみ集積所 （取手事業所） 戸別収集 （守谷事業所）	週 2 回
小型充電式電池		ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	窓口回収	拠点回収	随時

(2) 事業系ごみ

令和 7 年度における事業系ごみの排出形態を以下に示します。分別区分は「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物（ビン（3 種類）、あき缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装）」の 3 種 8 分別です。

収集方式は許可業者による戸別収集方式を基本としています。

【表 3-3】 事業系ごみの分別区分と排出方法（可燃ごみ以外は事業活動に伴わないものに限る）

分別区分		ごみの種類（概要）	排出形態	収集方式	収集回数
可燃ごみ①		資源化できない紙くず類、木くず、野菜くず、食料品くず、布及び綿くず、厨芥類	指定袋	戸別収集	戸別契約
不燃ごみ②		資源化できないプラスチック類、ビニール類（ビニール、皮革、ゴムホース等）	指定袋		
		資源化できない金属類（鉄、アルミ、ステンレス）、割れ物類、家電類	指定袋		
資源物	ビン（3区分） ③④⑤	茶色のビン（飲食用）			
		無色のビン（飲食用）			
		その他の色のビン（飲食用）			
	あき缶⑥	缶類（飲食用）	指定袋		
	ペットボトル ⑦	PET ボトルの法定識別マークの表示のあるもの	指定袋		
	プラスチック製容器包装⑧	プラスチック製容器包装の法定識別マークの表示のあるもの	指定袋		

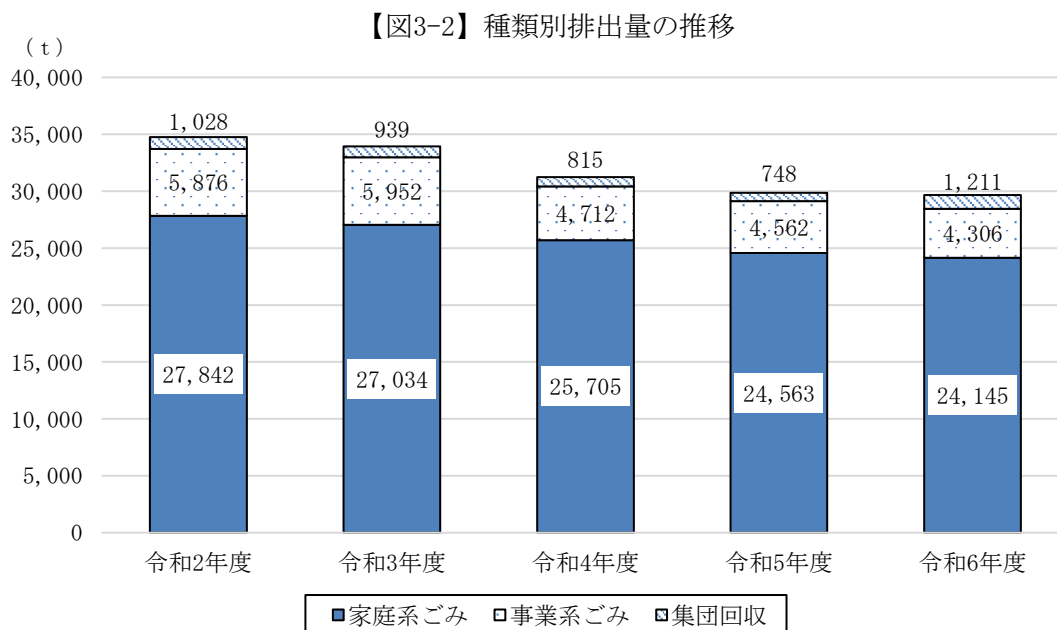
第2節 ごみ排出の状況及びごみの性質と状態

1. ごみ処理の実績

本市の過去5年間のごみ排出量実績を以下に示します。

ごみ排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収の合計）は、過去5年間（令和2年度から令和6年度）において減少傾向で推移しています。

令和6年度におけるごみ排出量は29,662 tであり、家庭系ごみが81.4%を占めています。



【表 3-4】 種類別排出量

単位: (t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系ごみ	27,842	27,034	25,705	24,563	24,145
事業系ごみ	5,876	5,952	4,712	4,562	4,306
集団回収	1,028	939	815	748	1,211
ごみ排出量 (合計)	34,746	33,925	31,232	29,873	29,662

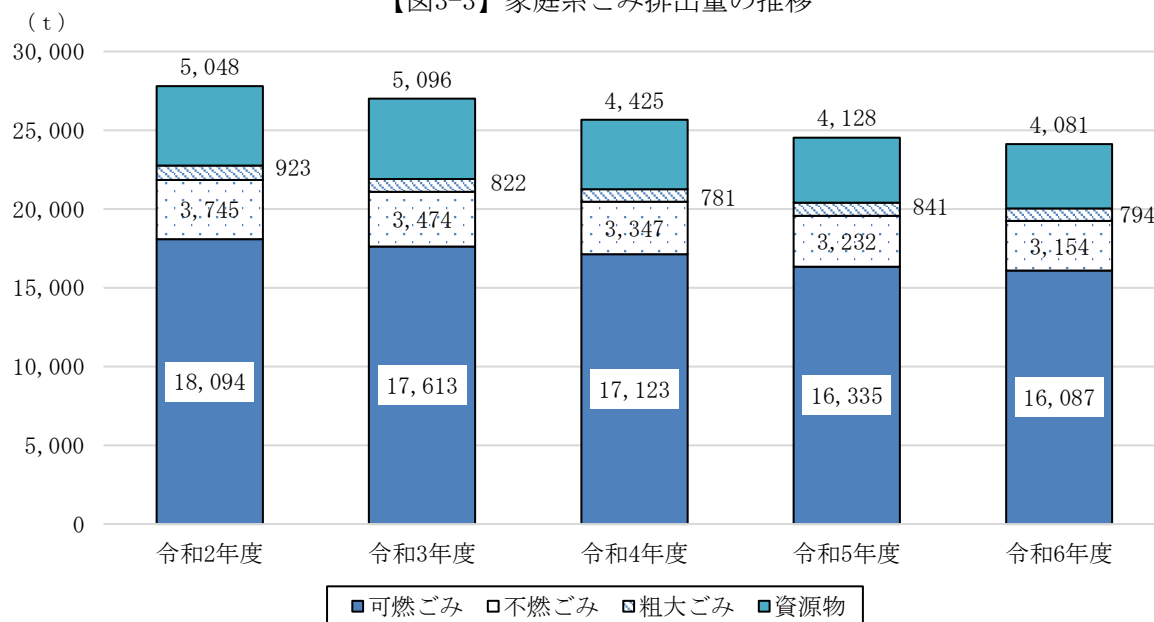
※出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果（令和6年度は速報値）

2. 種類別排出量

(1) 家庭系ごみ

本市の過去5年間の家庭系ごみ排出量実績を以下に示します。

【図3-3】 家庭系ごみ排出量の推移



【表 3-5】 家庭系ごみ排出量

単位：(t)

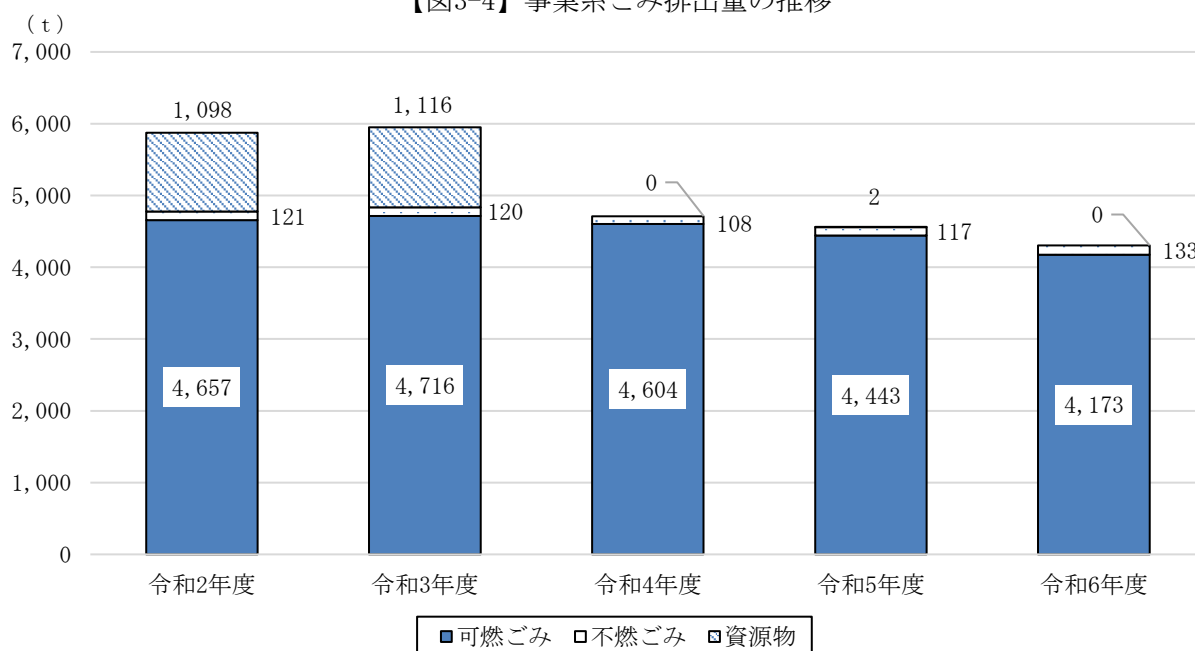
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃ごみ	18,094	17,613	17,123	16,335	16,087
不燃ごみ	3,745	3,474	3,347	3,232	3,154
粗大ごみ	923	822	781	841	794
資源物	5,048	5,096	4,425	4,128	4,081
家庭系ごみ排出量 (合計)	27,842	27,034	25,705	24,563	24,145

※出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果（令和6年度は速報値）

(2) 事業系ごみ

本市の過去5年間の事業系ごみ排出量実績を以下に示します。

【図3-4】 事業系ごみ排出量の推移



【表 3-6】 事業系ごみ排出量

単位: (t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃ごみ	4,657	4,716	4,604	4,443	4,173
不燃ごみ	121	120	108	117	133
資源物	1,098	1,116	0	2	0
事業系ごみ排出量 (合計)	5,876	5,952	4,712	4,562	4,306

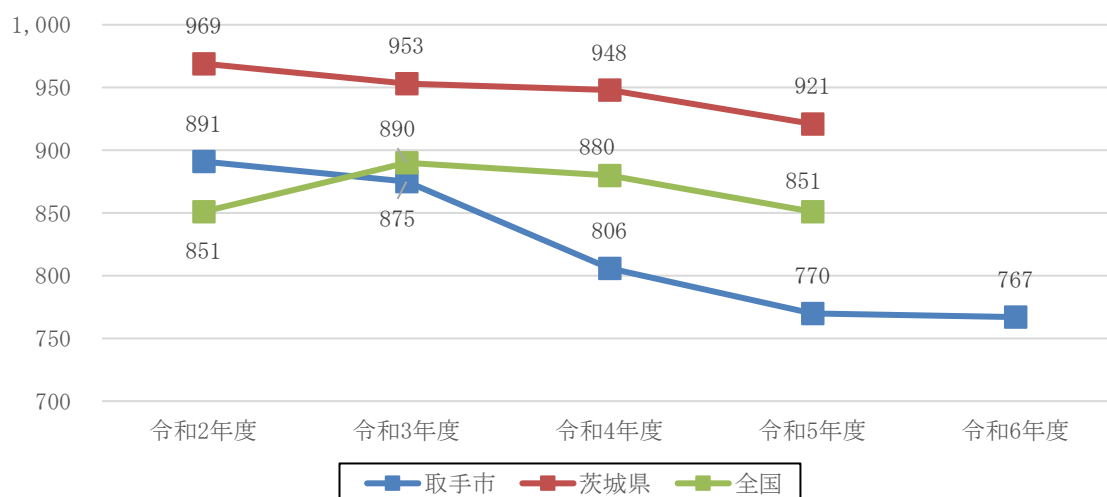
※出典: 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 (令和6年度は速報値)

3. ごみ排出量原単位の実績

(1) ごみ排出量原単位（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収） 全国・県との比較

本市の過去5年間のごみ排出量原単位（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収）の実績を以下に示します。

【図3-5】 ごみ排出量原単位の推移



【表 3-7】 ごみ排出量原単位

単位：(g／人・日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取手市	891	875	806	770	767
茨城県	969	953	948	921	
全国	851	890	880	851	

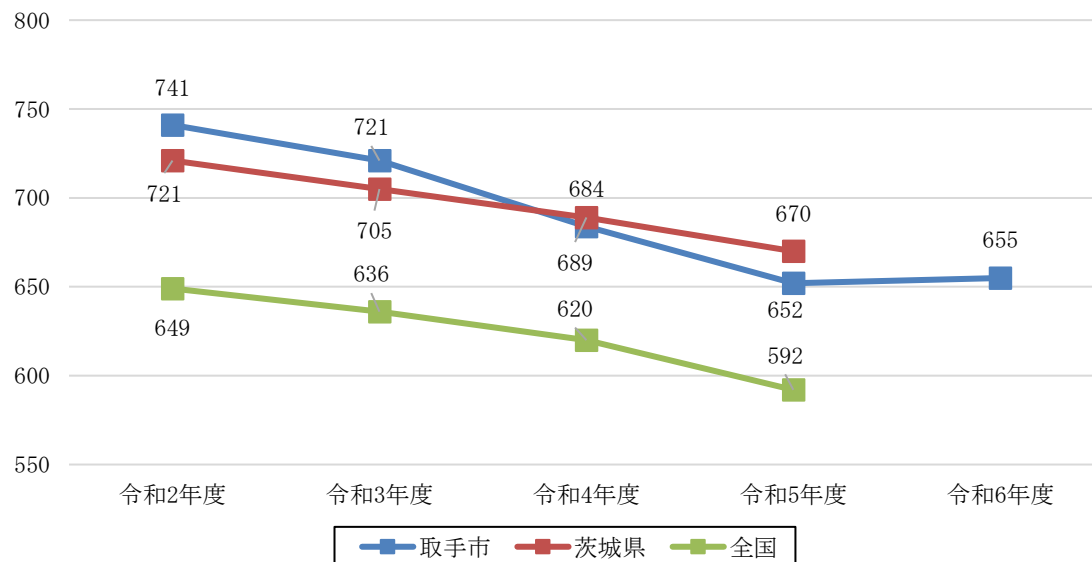
※出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果（令和6年度は速報値）

※令和6年度の茨城県及び全国の数値は未確定の為記載なし

(2) ごみ排出量原単位（家庭系ごみ＋集団回収） 全国・県との比較

本市の過去5年間のごみ排出量原単位（家庭系ごみ＋集団回収）の実績を以下に示します。

【図3-6】 ごみ排出量原単位（家庭系ごみ＋集団回収）の推移



【表 3-8】 ごみ排出量原単位（家庭系ごみ＋集団回収）

単位：(g／人・日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取手市	741	721	684	652	655
茨城県	721	705	689	670	
全国	649	636	620	592	

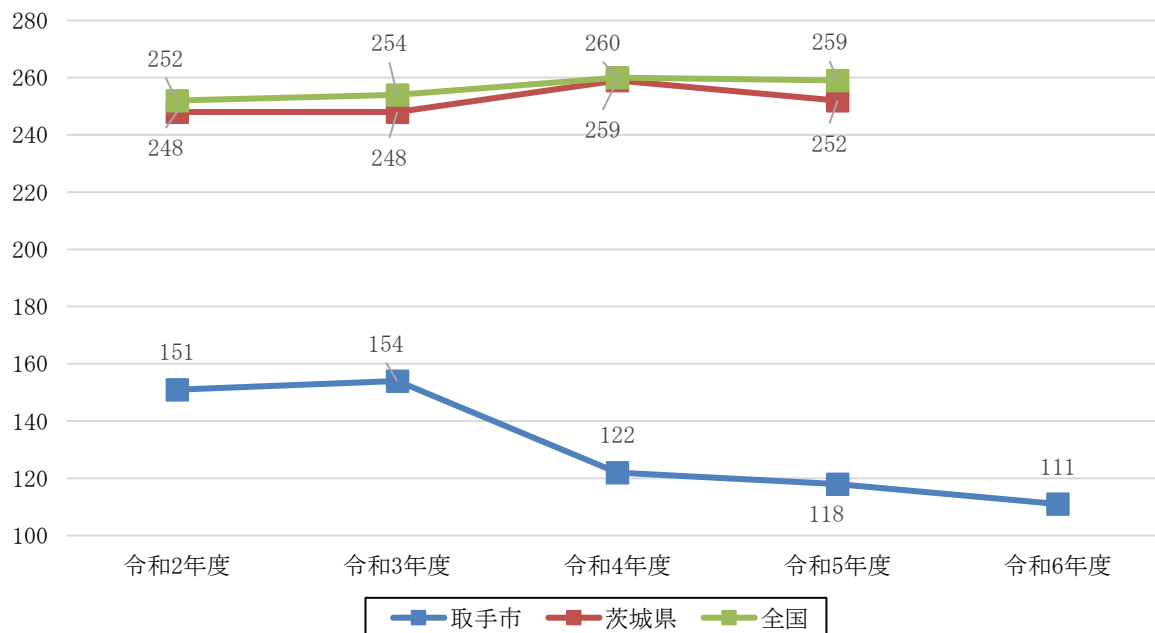
※出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果（令和元6年度は速報値）

※令和6年度の茨城県及び全国の数値は未確定の為記載なし

(3) ごみ原単位（事業系ごみ） 全国・県との比較

本市の過去5年間のごみ排出量原単位（事業系ごみ）の実績を以下に示します。

【図3-7】 ごみ排出量原単位（事業系ごみ）の推移



【表 3-9】 ごみ排出量原単位（事業系ごみ）

単位：(g/人・日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取手市	151	154	122	118	111
茨城県	248	248	259	252	
全国	252	254	260	259	

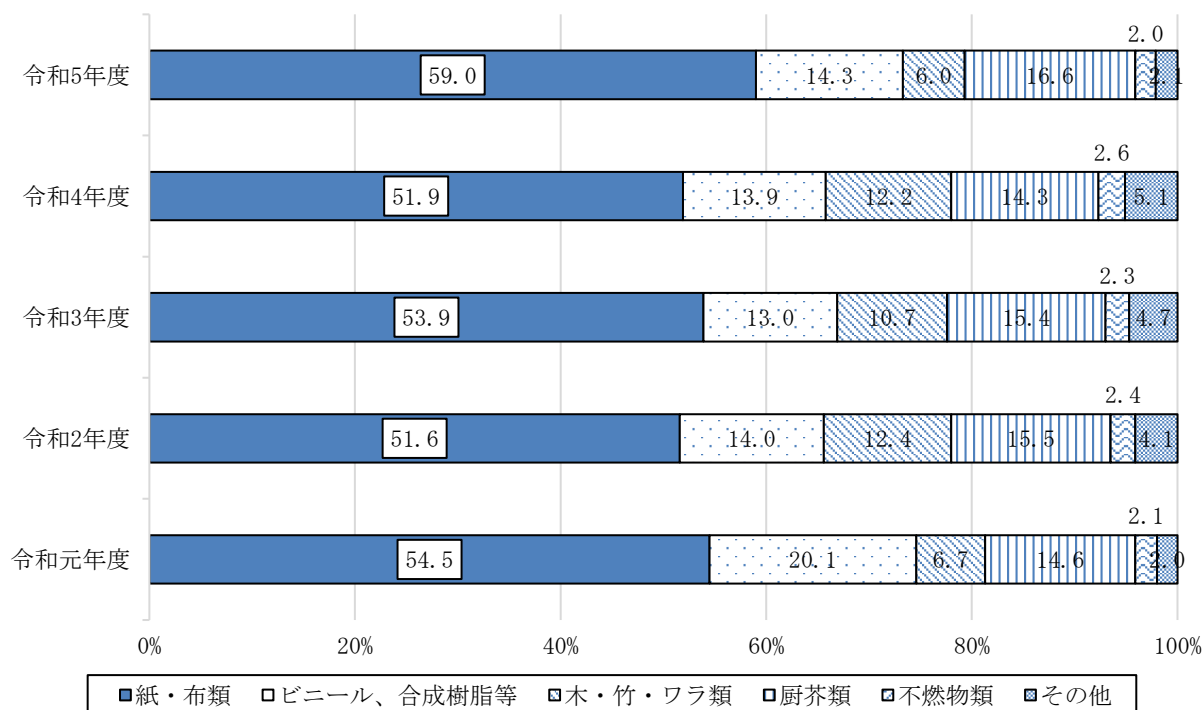
※出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果（令和6年度は速報値）

※令和6年度の茨城県及び全国の数値は未確定の為記載なし

4. ごみ性質と状態

組合における、可燃ごみのごみ質の組成結果を以下に示します。

【図3-8】 ごみ質の組成構成比（組合）の推移



【表 3-10】 ごみ質の組成構成比（組合）

単位：(%)

ごみの組成	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙・布類	54.5	51.6	53.9	51.9	59.0
ビニール、合成樹脂等	20.1	14.0	13.0	13.9	14.3
木・竹・ワラ類	6.7	12.4	10.7	12.2	6.0
厨芥類	14.6	15.5	15.4	14.3	16.6
不燃物類	2.1	2.4	2.3	2.6	2.0
その他	2.0	4.1	4.7	5.1	2.1

※出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査結果

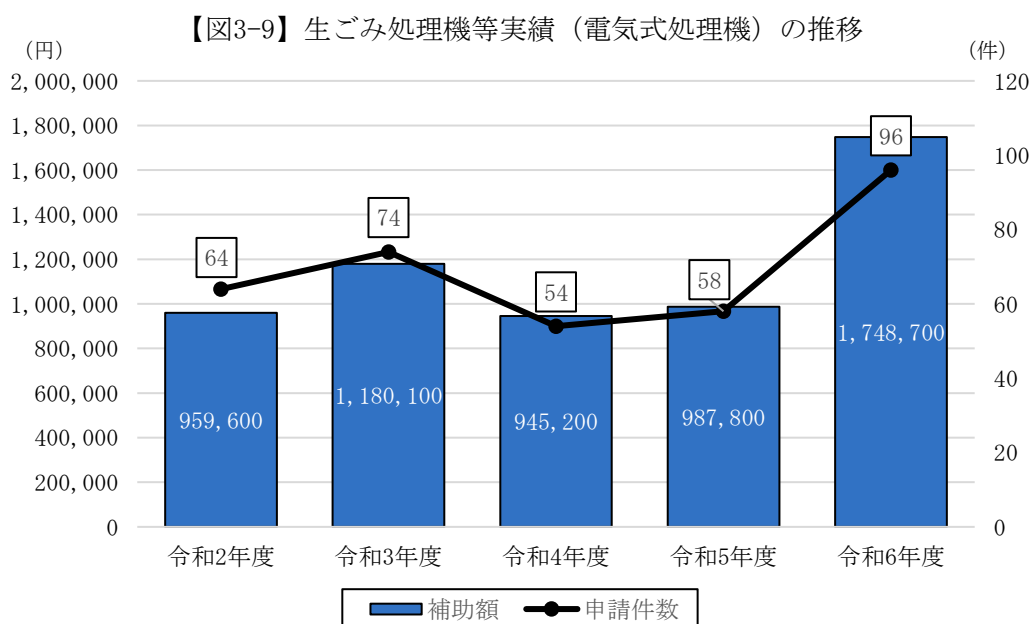
第3節 ごみの排出抑制・資源化の状況

1. ごみの排出抑制の取り組み・状況

(1) 生ごみ処理機等購入費補助金（電気式処理機）

過去5年間の生ごみ処理機等購入費補助金交付事業（電気式処理機）の実績を以下に示します。本市では、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、及び収集ごみの減量を図ることを目的として、電気式の生ごみ処理機の購入に際し、購入に要する費用の2分の1、1基につき20,000円を上限に購入費用の補助を行っています。

令和6年度の生ごみ処理機等購入費補助金交付事業（電気式処理機）実績では、申請件数96件、補助額が1,748,700円となっており、申請件数・補助額は経年でみると増加傾向で推移しています。



【表 3-11】 生ごみ処理機等実績（電気式処理機）

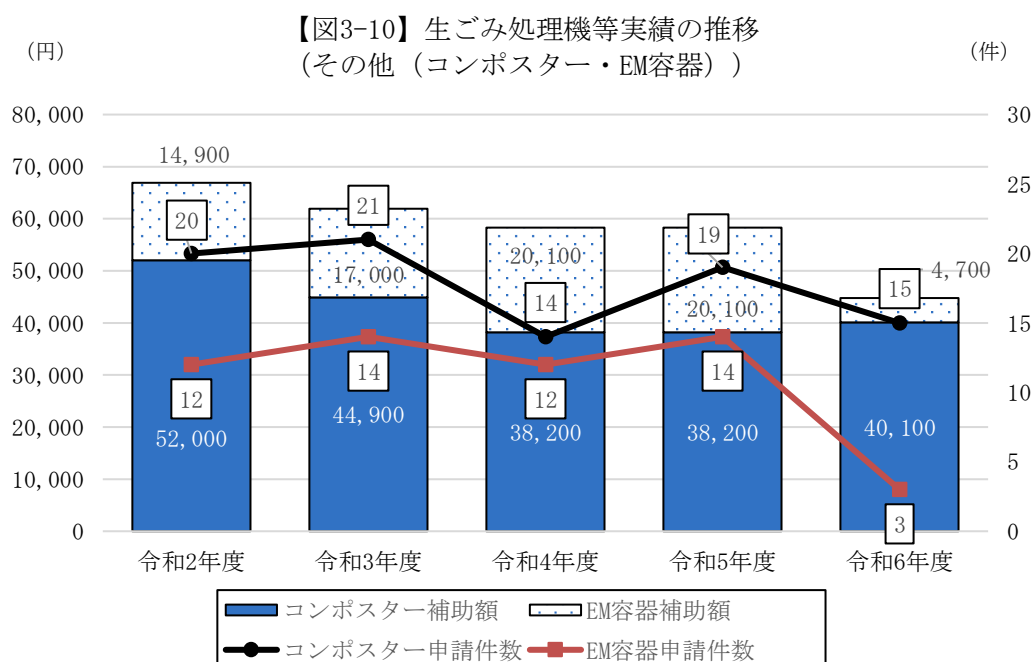
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数 (件)	64	74	54	58	96
補助額 (円)	959,600	1,180,100	945,200	987,800	1,748,700

※出典：一般廃棄物処理計画

(2) 生ごみ処理機等購入費補助金交付事業（その他（コンポスター・EM容器））

過去5年間の生ごみ処理機等購入費補助金交付事業（その他（コンポスター・EM容器））の実績を以下に示します。本市では、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、及び収集ごみの減量を図ることを目的として、電気式以外（コンポスター・EM容器）の生ごみ処理機の購入に際し、購入に要する費用の2分の1、1基につき3,000円を上限に購入費用の補助を行っています。

令和6年度の生ごみ処理機等購入費補助金交付事業（その他（コンポスター・EM容器））実績では、申請合計件数18件、補助合計額が44,800円となっており、令和5年度までは増減を繰り返して推移しています。



【表 3-12】 生ごみ処理機等実績（その他（コンポスター・EM容器））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数 (件)	コンポスター	20	21	14	19	15
	EM容器	12	14	12	14	3
申請合計件数 (件)		32	35	26	33	18
補助額 (円)	コンポスター	52,000	44,900	38,800	38,200	40,100
	EM容器	14,900	17,000	14,700	20,100	4,700
補助合計額 (円)		66,900	61,900	53,500	58,300	44,800

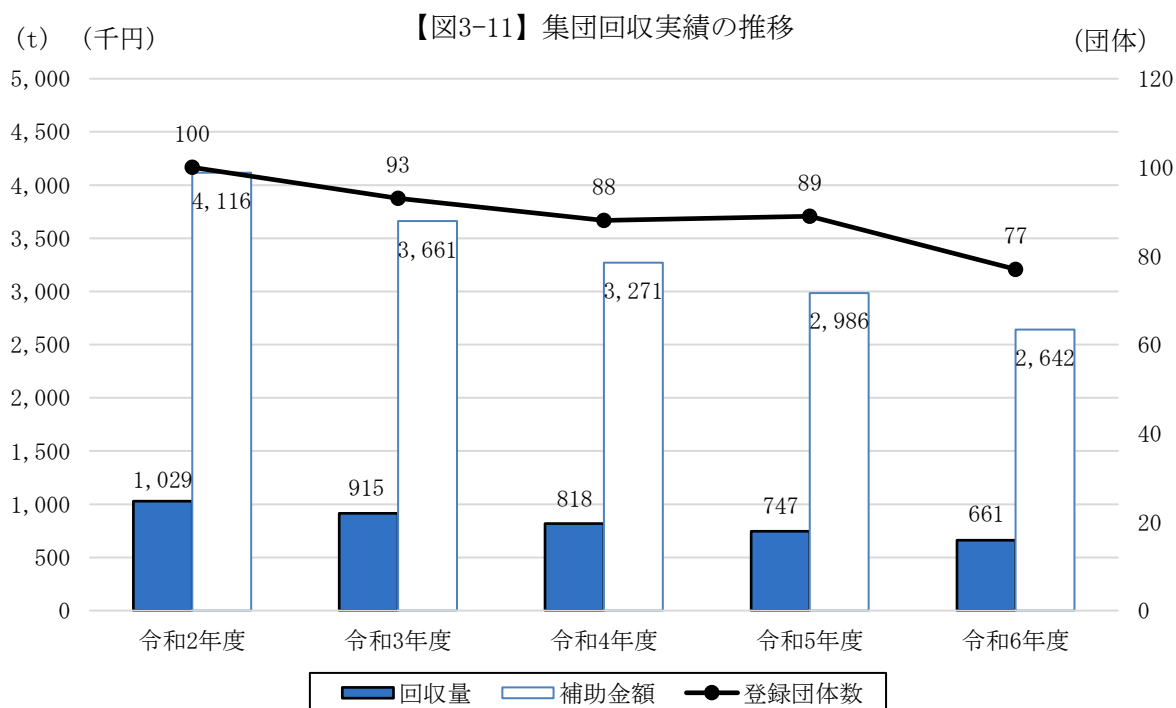
※出典：一般廃棄物処理計画

2. 資源化の取り組み・状況

(1) 集団回収

過去5年間の集団回収の実績を以下に示します。本市では資源物の回収活動を促進することを目的として、自主的に資源物を回収する活動を行っている団体に対して1kg当たり4円の助成金を交付しています。令和6年度の集団回収の実績では、登録団体数が77団体、回収量が661t、補助金額が2,642千円となっています。

経年変化では、回収量、補助金額ともに減少傾向で推移していますが、これは活動する団体の少子高齢化により、活動を休止・廃止する傾向があると考えられます。



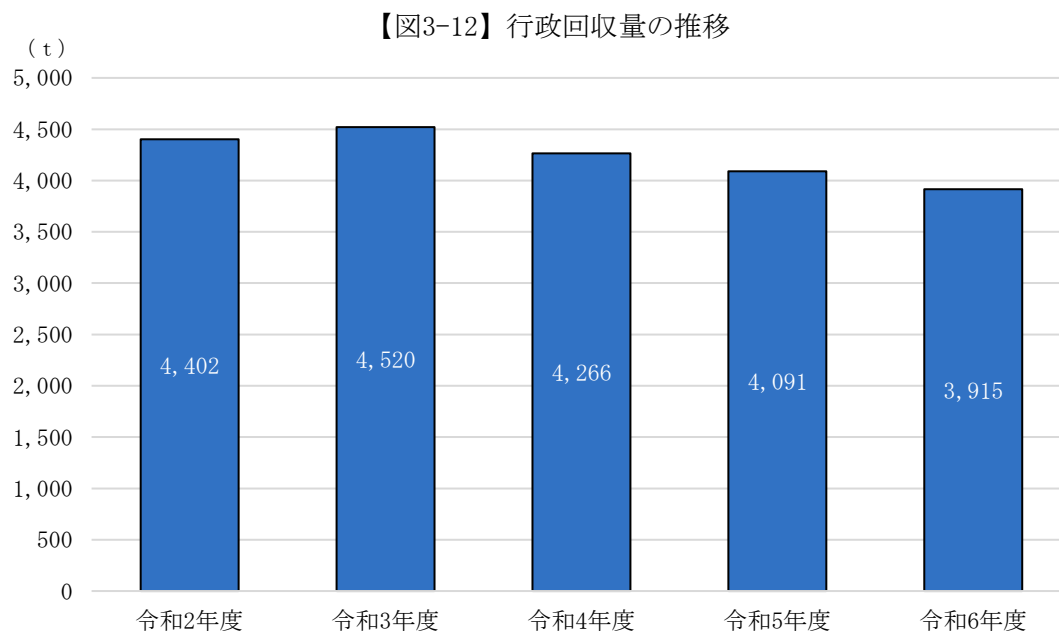
【表 3-13】 集団回収実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回収量 (t)	1,029	915	818	747	661
補助金額 (千円)	4,116	3,661	3,271	2,986	2,642
登録団体数	100	93	88	89	77

※出典：取手市集団回収実績

(2) 行政回収

過去5年間の行政回収の実績を以下に示します。本市では資源物について、ごみ集積所において委託での収集を行っています。令和6年度の回収量は3,915 tとなっています。経年変化でみると、回収量は減少傾向で推移しています。



【表 3-14】 行政回収量実績

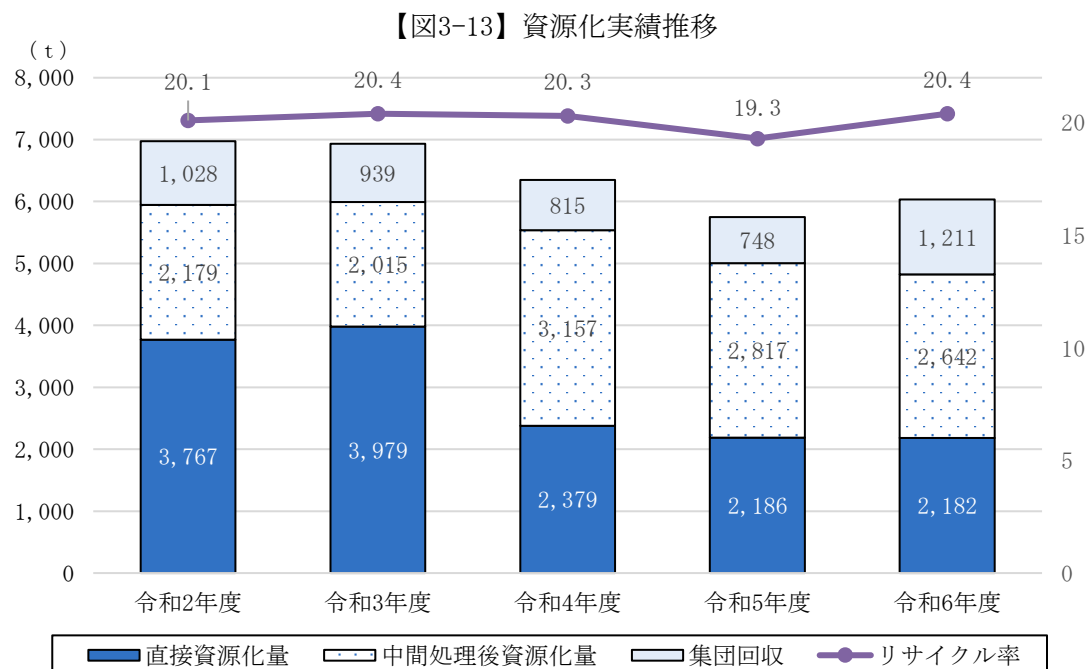
単位：(t)

品目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
あき缶	348	323	314	293	272
ビン	651	619	617	714	556
古紙・古着	2,377	2,575	2,340	2,125	2,113
プラスチック製容器包装	784	749	730	685	695
ペットボトル	242	254	265	274	279
合計	4,402	4,520	4,266	4,091	3,915

※出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和6年度は速報値）

(3) 資源化の実績

過去5年間の資源化の実績を以下に示します。令和6年度は、直接資源化量が2,182 t、中間処理後資源化量が2,642 t、集団回収が1,211 tでした。令和2年度から令和5年度にかけて減少傾向でしたが、令和6年度は増加に転じました。



【表 3-15】 資源化実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
直接資源化量 (t)	3,767	3,979	2,379	2,186	2,182
中間処理後資源化量 (t)	2,179	2,015	3,157	2,817	2,642
集団回収 (t)	1,028	939	815	748	1,211
合計 (t)	6,974	6,933	6,351	5,751	6,035
ごみ排出量合計 (t)	34,746	33,925	31,232	29,873	29,662
リサイクル率 (%)	20.1	20.4	20.3	19.3	20.4

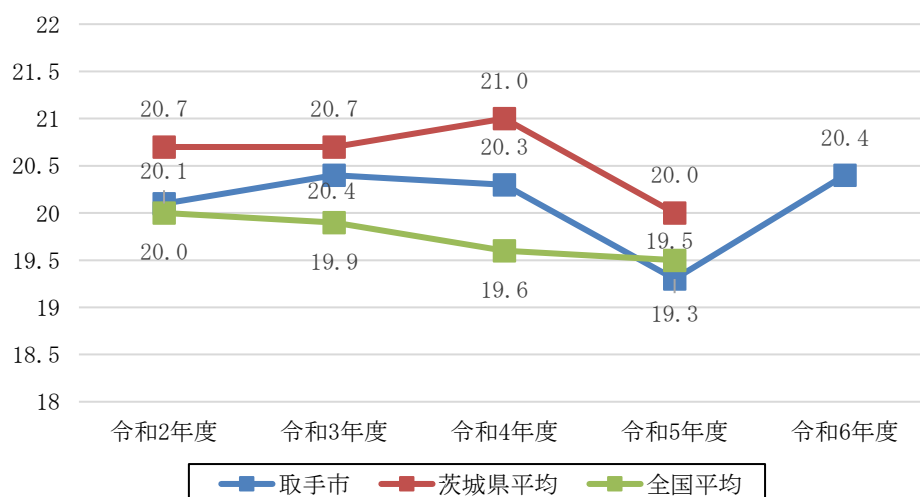
※出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和6年度は速報値）

※リサイクル率：（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収）÷ごみ排出量合計（集団回収含む）×100

(4) リサイクル率比較

過去5年間の本市、茨城県及び全国平均のリサイクル率を以下に示します。令和2年度から令和5年度までリサイクル率が低下傾向にありましたが、令和6年度のリサイクル率は20.4%で1.1ポイント改善しました。

【図3-14】 リサイクル率の推移



【表 3-16】 リサイクル率の実績

単位：(%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取手市	20.1	20.4	20.3	19.3	20.4
茨城県平均	20.7	20.7	21.0	20.0	
全国平均	20.0	19.9	19.6	19.5	

※ 出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和6年度は速報値）

※ 令和6年度の茨城県及び全国の数値は未確定の為記載なし

第4節 収集運搬の体制

1. 収集運搬の体制

令和6年度におけるごみ収集事業者数及び収集運搬車両台数を以下に示します。

【表 3-17】 収集運搬車両状況（令和6年度）

区分	業者数（社）	車両台数（台）	積載量（t）
直営（取手市）	-	1	2
委託	6	41	95
許可	19	70	204

(2) 生ごみ堆肥化施設

組合の生ごみ堆肥化施設の概要を以下に示します。

【表 3-19】 生ごみ堆肥化施設(取手事業所)の概要

項目	内容
施設名	常総環境センター生ごみ堆肥化施設取手事業所
事業主体	常総地方広域市町村圏事務組合
所在地	茨城県取手市大字長兵衛新田字東篠山 359 番地の 1
床面積	堆肥化作業所（ビニールハウス） 198 m ² 資材置場 74 m ² 簡易資材置場 56 m ² その他 管理事務所、倉庫等
建築年月日	平成 14 年 1 月
処理能力	1.5 t / 5 h
堆肥化方式	堆積方式（EM）
主要機材	生ごみ粉碎機（1 台） 混合攪拌機（1 台） ふるい機（1 台） 100 倍利機（EM活性液製造機 1 台）

【表 3-20】 食品リサイクル堆肥化施設(守谷事業所)の概要

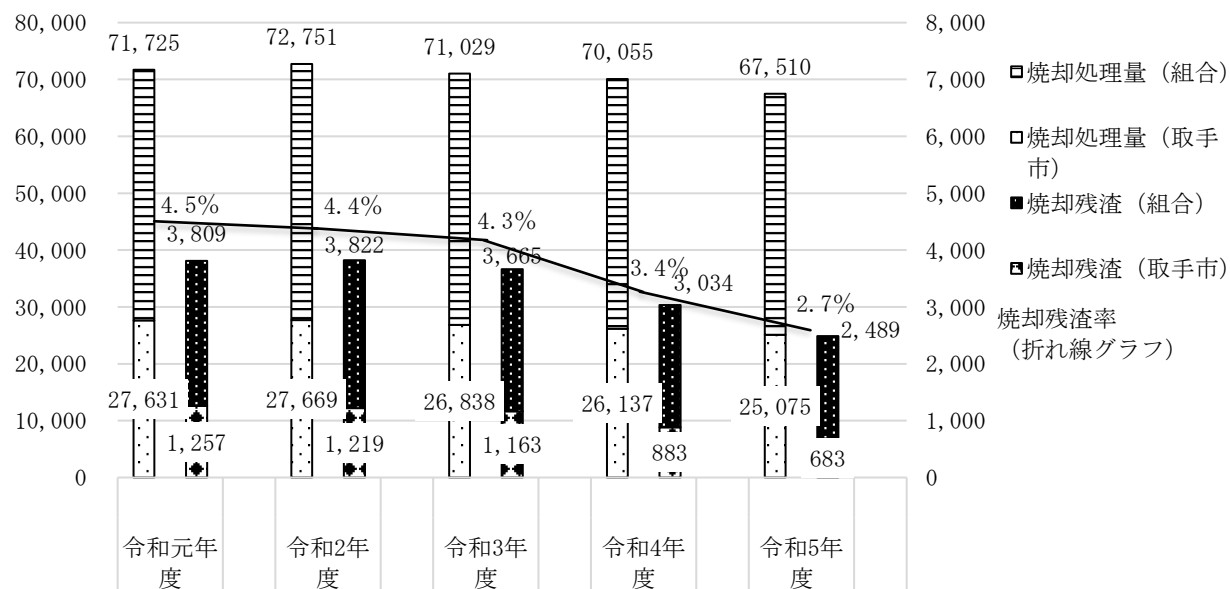
項目	内容
施設名	常総環境センター食品リサイクル堆肥化施設守谷事業所
事業主体	常総地方広域市町村圏事務組合
所在地	茨城県守谷市野木崎 5054 番地
敷地面積	7,055 m ²
延床面積	堆肥化作業所（鉄骨造平屋建） 1,039 m ² 整菌置場（鉄骨テント造り平屋建） 198 m ² 包装作業所（鉄骨造り平屋建） 182 m ² 発酵槽棟（鉄骨造り平屋建） 644 m ² 管理棟（木造平屋建） 59 m ² 合計 2,122 m ²
建築年月日	平成 20 年 3 月
処理能力	3.8 t / 5 h
堆肥化方式	通気型堆積方式
堆肥化作業所	搬入車両室 搬入シャッター、投入シャッター（2 t 車対応） 破袋装置 生ごみ受入ホッパー、搬送コンベヤ、破袋機 破袋分離装置 ブレード分別方式（回転羽式） 発酵槽 一次発酵槽、二次発酵槽、酵用ブロア（送風装置） 消臭剤噴霧器 回転スクラバー併用生物脱臭式
梱包作業所	自動梱包装置 供給ホッパー（2 m ³ ） ふるい装置（円形密閉式） 自動計量包装機（5 kg、15kg 対応）

2. 中間処理の実績

(1) 組合及び本市の焼却処理量実績

過去5年間の焼却処理量実績を以下に示します。

【図3-15】 焼却処理量・焼却残渣量の推移



【表 3-21】 焼却処理量・焼却残渣量

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
焼却処理量	組合 (t)	71,725	72,751	71,029	70,055	67,510
	取手市 (t)	27,631	27,669	26,838	26,137	25,075
	比率 (%)	38.5	38.0	37.8	37.3	37.1
焼却残渣	組合 (t)	3,809	3,822	3,665	3,034	2,489
	取手市 (t)	1,257	1,219	1,163	883	683
	比率 (%)	33.0	31.9	31.7	37.3	27.4
焼却残渣率 (%)		4.5	4.4	4.3	3.4	2.7

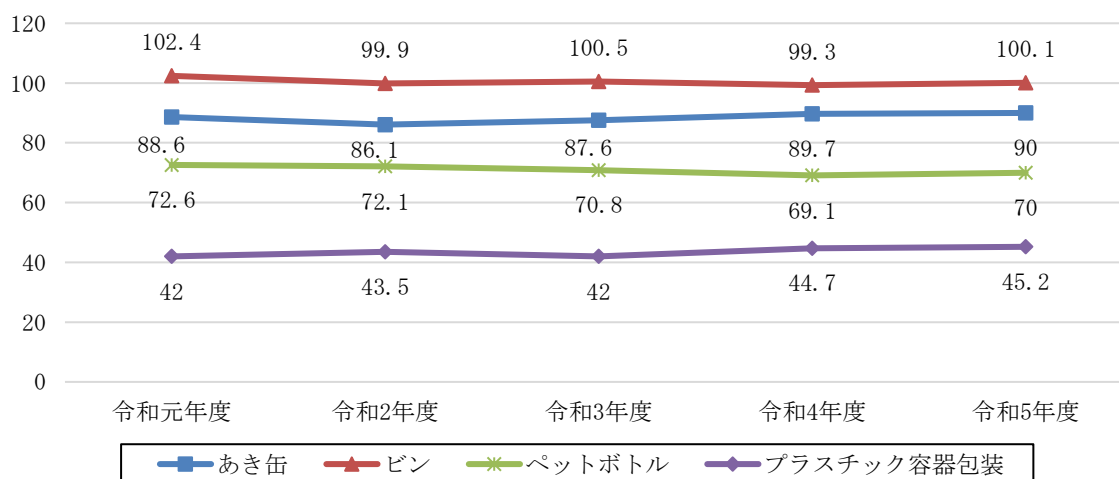
※出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査結果

※焼却残渣率：焼却残渣÷焼却処理量×100

(2) 組合の資源化実績

過去5年間の組合における資源化実績を以下に示します。令和5年度のリサイクル率（搬入量に対して、異物除去後に資源化された量の割合）は「あき缶」が90.0%、「ビン」が100.1%、「ペットボトル」が70.0%、「プラスチック製容器包装」が45.2%となっています。この「プラスチック製容器包装」のリサイクル率を上げることが目標の一つとなっています。

【図3-16】 あき缶、ビン、ペットボトルプラスチック製容器包装の資源化実績（組合）の推移



【表 3-22】 あき缶、ビン、ペットボトルプラスチック製容器包装の資源化実績（組合）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
あき缶	搬入量 (t)	580	660	628	602	562
	資源化量 (t)	514	568	550	540	506
	資源化率 (%)	88.6	86.1	87.6	89.7	90.0
ビン	搬入量 (t)	1,521	1,582	1,515	1,492	1,443
	資源化量 (t)	1,557	1,581	1,523	1,481	1,445
	資源化率 (%)	102.4	99.9	100.5	99.3	100.1
ペットボトル	搬入量 (t)	532	581	613	632	659
	資源化量 (t)	386	419	434	437	461
	資源化率 (%)	72.6	72.1	70.8	69.1	70.0
プラスチック容器包装	搬入量 (t)	1,734	1,734	1,718	1,685	1,608
	資源化量 (t)	729	754	721	952	727
	資源化率 (%)	42.0	43.5	42.0	44.7	45.2

※出典：組合資料。搬入量に対して資源化量が100%を超えているのは、前年度残の搬出によるもの。

第6節 最終処分の状況

1. 最終処分体制

本市及び組合では圏域内に最終処分場を保有しておらず、茨城県内の民間施設に委託し、最終処分しています。主な民間処分場の概要は以下に示すとおりです。

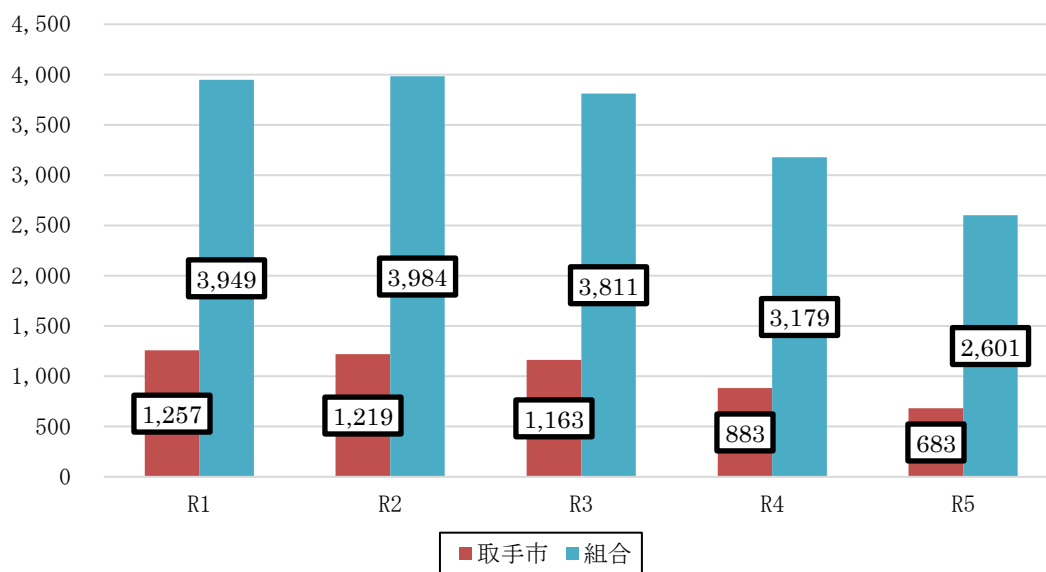
【表 3-23】 主な民間処分場の概要

項目	施設名	住所	埋立容量
処分場	エコフロンティアかさま	茨城県笠間市	2,400,000 m ³
	(株)イバラキ	茨城県下妻市	427,784 m ³
	ジークライト(株)	山形県米沢市	4,120,082 m ³
	グリーンフィル小坂(株)	秋田県鹿角郡小坂町	2,700,000 m ³

2. 最終処分の実績

過去5年間の組合及び本市の最終処分実績を以下に示します。令和5年度の本市の焼却残渣量は683 tであり、最終処分量は減少傾向で推移しています。

【図3-17】 最終処分量の推移



【表 3-24】 最終処分量

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
焼却残渣量	組合 (t)	3,949	3,984	3,811	3,179	2,601
	取手市 (t)	1,257	1,219	1,163	883	683
	比率 (%)	31.8	30.6	30.5	27.8	26.3

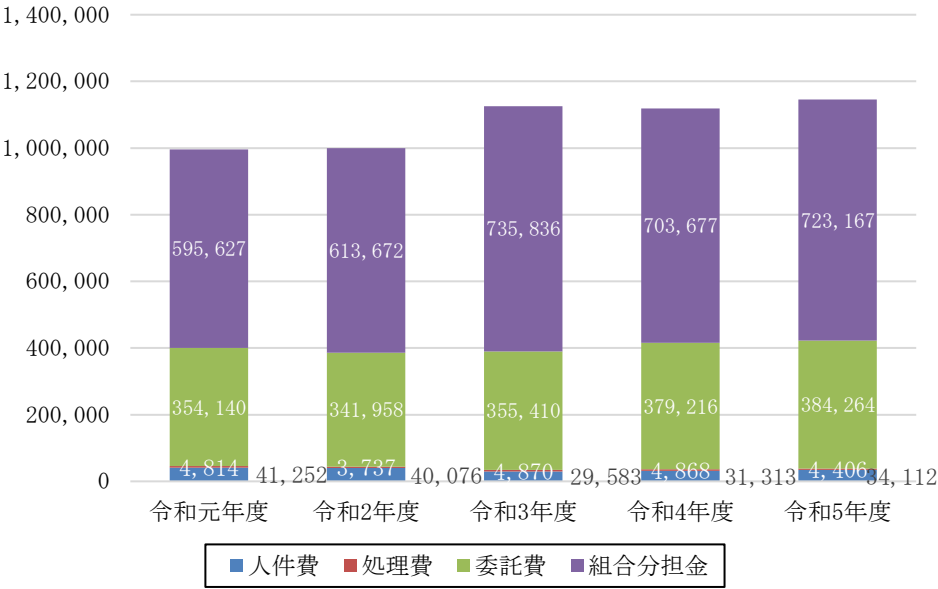
※出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査結果

第7節 ごみ処理経費の実績

1. ごみ処理経費の実績

過去5年間のごみ処理経費を以下に示します。

【図 3-18】 ごみ処理経費の推移



【表 3-25】 ごみ処理経費

			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
処理及び維持管理費（千円）	人件費	一般職	35, 686	34, 867	23, 842	25, 181	27, 880	
		処理費	収集運搬費	5, 566	5, 209	5, 741	6, 132	6, 232
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	4, 814	3, 737	4, 870	4, 868	4, 406	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
	車両等購入費		0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	354, 140	341, 958	355, 410	379, 216	384, 264	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
（組合分担金）		595, 627	613, 672	735, 836	703, 677	723, 167		
調査研究費		0	0	0	0	0		
小計		995, 833	999, 443	1, 125, 699	1, 119, 074	1, 145, 949		
合計（千円）			995, 833	999, 443	1, 125, 699	1, 119, 074	1, 145, 949	

※出典：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査結果

第8節 ごみ処理の評価

1. 現計画の目標との比較

令和6年度のごみ処理の実績値について、本市の実績と令和3年3月策定のごみ処理基本計画目標値とを比較して評価を行いました。

評価項目としては、以下の指標を用いました。

- ① 1人1日当たりごみ排出量原単位（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収）
- ② 1人1日当たり家庭ごみ排出量原単位（ごみ排出量÷（人口×年間日数））
- ③ 1人1日当たり事業系ごみ排出量原単位（ごみ排出量÷（人口×年間日数））
- ③リサイクル率（資源化量÷ごみ排出量×100）
- ④ 最終処分量

比較・評価結果によると、本市はごみ排出量については、令和6年度の時点で、1人1日当たりの家庭ごみ排出量は中間目標値を満たしていない状況となっています。また、リサイクル率については、目標数値と大きくかけ離れていることから更なるリサイクル推進を啓発していく必要があります。

また、最終処分量については、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」を資源物として分別したことに加え、平成24年8月から高効率の新焼却施設が稼働したことにより焼却残渣が減少したことで削減することができました。

【表 3-26】 取手市の目標と実績の比較・評価結果

項目	目標年度	数値目標	R6 実績値
1人1日当たりごみ排出量 （ごみ原単位） 基準量：865g/人・日（令和元年度）	令和6年度	ごみ排出量 776g/人・日	766.5g/人・日
	令和11年度	ごみ排出量 732g/人・日	
1人1日当たり家庭ごみ排出量 （家庭ごみ原単位） 基準量：707g/人・日（令和元年度）	令和6年度	家庭ごみ排出量 619g/人・日	623.8g/人・日
	令和11年度	家庭ごみ排出量 576g/人・日	
1人1日当たり事業系ごみ排出量 （事業系ごみ原単位） 基準量：158g/人・日（令和元年度）	令和6年度	事業系ごみ排出量 157g/人・日以下	111.4g/人・日
	令和11年度	事業系ごみ排出量 156g/人・日以下	
リサイクル率 基準値：22.9%（令和元年度）	令和6年度	リサイクル率 24.0%以上	20.4%
	令和11年度	リサイクル率 27.0%以上	
最終処分量 基準量：1,257 t（令和元年度）	令和6年度	年間最終処分量 1,100 t 以下	625t
	令和11年度	年間最終処分量 1,000 t 以下	

※赤字は、令和6年度に未達成の項目

2. 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる比較結果

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和5年度実績版）」を使用しました。県内の市町村、関東地方の類似市町村、全国の類似市町村を対象に本市の実績値を比較した結果を以下に示します。

【表 3-27】評価項目・評価方法

項目	算出方法	評価方法
人口一人一日当たり ごみ総排出量	$\text{ごみ総排出量} \div 365 (\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	数値が小さいほど、1人1日当たりのごみ排出量は少なくなるため優れている。
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	$\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	数値が大きいほど、資源回収率は高くなるため、優れている
廃棄物のうち最終処分される割合	$\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	数値が小さいほど、最終処分される割合は小さくなるため優れている。
人口一人当たり年間 処理経費	$\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	数値が小さいほど、1人当たりの年間処理経費は安くなるため、優れている。
最終処分減量に要する 費用	$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	数値が小さいほど、最終処分減量に要する費用は安くなるため優れている。

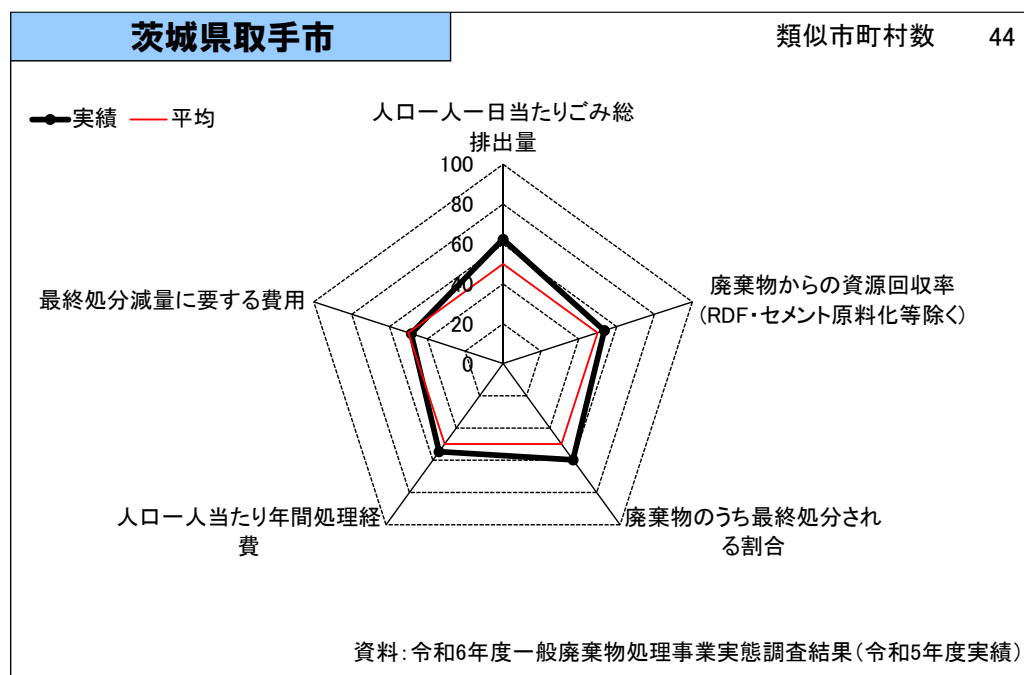
① 茨城県内の全市町村における比較

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールにおける条件設定

- 産業構造：考慮しない
- 人口：自動設定
- 都市形態：考慮しない

茨城県内における 44 市町村と令和 5 年度一般廃棄物処理実態調査結果における実績の比較を行いました。他市町村と比較して最終処分減量に要する費用の項目は平均より下回っています。本市は最終処分を外部委託しており、これが影響していると考えられます。

【図 3-19】茨城県内の全市町村における比較結果



【表 3-28】茨城県内の全市町村における比較結果

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.933	0.169	0.068	13,194	39,400
最大	1.326	0.363	0.157	20,106	61,963
最小	0.666	0.048	0.003	6,675	18,870
当該市町村実績	0.77	0.192	0.023	11,670	40,888
偏差値	62.4	53.5	59.8	54.7	48.5

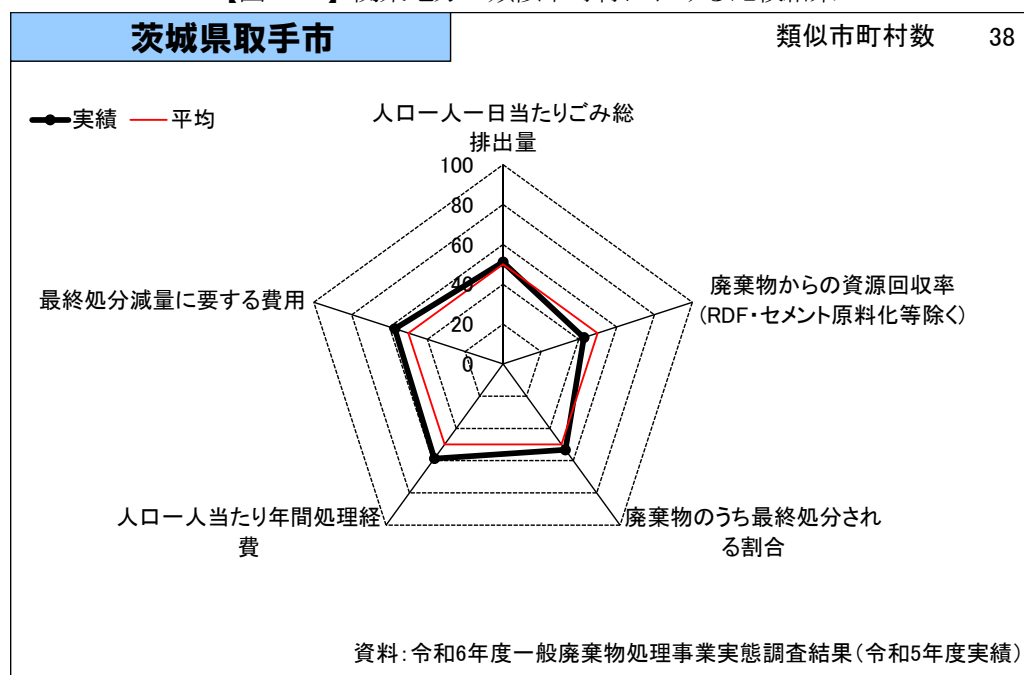
② 関東地方の類似市町村における比較

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールにおける条件設定

- 産業構造：考慮する
- 人口：手動設定（80,000人以上 150,000人未満）
- 都市形態：考慮する

関東地方における 38 類似市町村と令和 5 年度一般廃棄物処理実態調査結果における実績の比較を行いました。廃棄物からの資源回収率の項目は平均より下回っています。そのため、廃棄物からの資源回収率を上げる必要があります。

【図 3-20】 関東地方の類似市町村における比較結果



【表 3-29】 関東地方の類似市町村における比較結果

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.783	0.245	0.035	14,622	49,226
最大	1.073	0.449	0.118	21,076	71,728
最小	0.595	0.135	0	8,267	25,749
当該市町村実績	0.77	0.192	0.023	11,670	40,888
偏差値	51.1	42.7	53.3	58.7	57.2

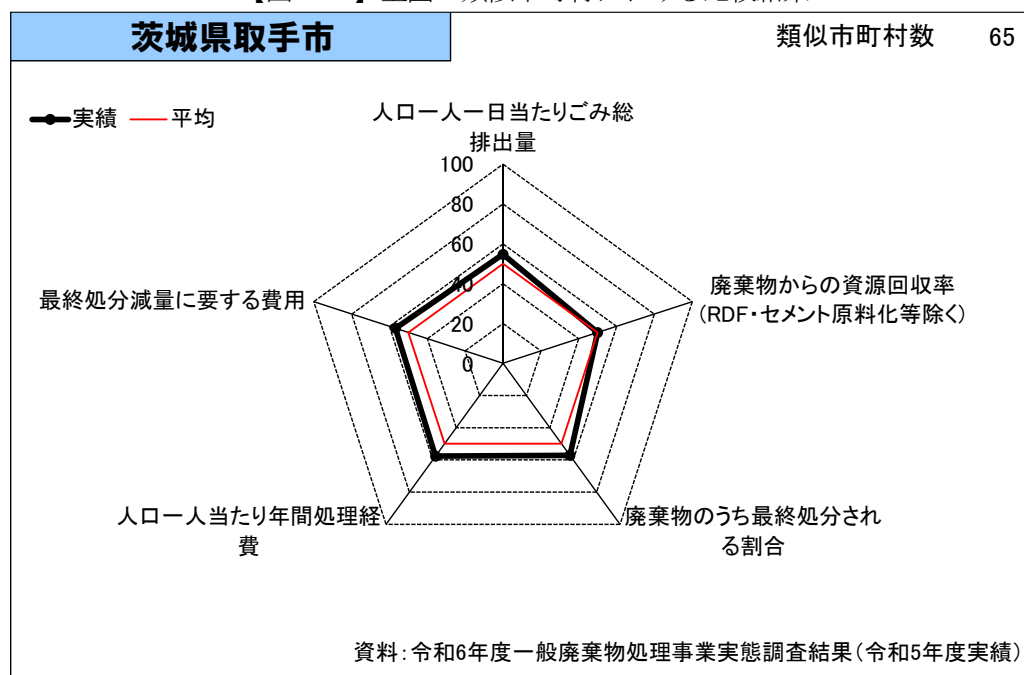
③ 全国の類似市町村における比較

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールにおける条件設定

- 産業構造：考慮する
- 人口：自動設定
- 都市形態：考慮する

全国における 65 類似市町村と令和 5 年度一般廃棄物処理実態調査結果における実績の比較を行いました。廃棄物からの資源回収率は平均ですが、一人一日当たりのごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、一人一日あたりの年間経費最終処分減量に要する費用の項目は平均を上回っており、全国の類似市町村と比較すると課題は見受けられません。

【図 3-21】 全国の類似市町村における比較結果



【表 3-30】 全国の類似市町村における比較結果

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.823	0.192	0.057	14,455	48,306
最大	1.151	0.449	0.182	25,392	80,104
最小	0.595	0.07	0	8,267	25,749
当該市町村実績	0.77	0.192	0.023	11,670	40,888
偏差値	54.7	50.0	57.2	57.7	56.8

第9節 課題の整理

1. 課題の抽出

本市のごみ処理実績及び資源回収団体・廃棄物減量等推進員アンケート等によりごみ減量化・資源化の推進に関する課題、収集運搬に関する課題、廃棄物の適正な処理に関する課題、中間処理に関する課題、最終処分に関する課題事項についてまとめます。

2. 課題のまとめ

(1) ごみ減量化・資源化の推進に関する課題

- ①ごみの減量化意識やリサイクルについての意識啓発を更に高める必要があります。
- ②本市の1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収）は、茨城県、全国の平均結果より低く推移していますが、引き続きごみの排出抑制が必要となります。
- ③事業系ごみの排出量については、茨城県、全国の平均結果より低く推移していますが、引き続き減量化の努力が必要です。
- ④「プラスチック製容器包装」のリサイクル率が「その他容器包装廃棄物（あき缶、ビン、ペットボトル）」と比べて低いことから、適正な排出方法について市民への啓発が必要です。
- ⑤「小型家電」の分別収集については、引き続き積極的な啓発活動を展開していきます。
- ⑥「可燃ごみ」の中に、資源化できる紙類の混入がみられることから、ごみの分別による資源化に対する意識啓発や、市民の協力の徹底が必要です。
- ⑦「可燃ごみ」の減量化の手段の一つとして、生ごみの水切りの徹底が効果的です。生ごみ処理機等購入補助金制度とともに積極的な啓発活動に取り組む必要があります。
- ⑧家庭・事業所ともに、食品ロス削減に取り組む必要があります。

(2) 収集運搬に関する課題

- ①ごみの分別が守られず、不衛生なごみ集積所があることから、地域住民との連携・協力によるごみ集積所の適正管理のあり方について検討が必要です。
- ②都市化に伴い、カラス等の野生動物により集積所に排出されたごみが荒らされる被害がみられることから、ごみを荒らされない対策が必要です。

(3) 廃棄物の適正な処理に関する課題

- ①事業系ごみが不法投棄されているごみ集積所がみられることから、不法投棄対策が必要です。
- ②一定数の外国籍の市民が暮らしていることから、ごみの分別方法に関する情報について、外国語版手引きを作成するなどして、ごみ出しのルールを理解してもらい、適正にごみ出しができるようにする対策が必要です。

(4) 中間処理に関する課題

- ①中間処理量については、組合全体、取手市分ともに減少傾向にあり、一層の削減を進めることが望まれます。一方、高齢化に伴い、一時大量ごみや医療系廃棄物等、ごみの排出事情が多様化することも懸念されるため、組合及び構成市と連携し適切な対応を取ることが求められます。

(5) 最終処分に関する課題

- ①本市及び組合では圏域内に最終処分場を保有しておらず、茨城県内外の民間施設に委託し、最終処分しています。最終処分場を有していないことから、今後とも減少傾向を定着させ、一層の削減を進めていく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の基本フレーム

1. 基本理念

本市の豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を将来の世代に引き継いでいくためには、日常の生活や事業活動からの環境負荷の低減に努める必要があります。

家庭や事業所からの環境負荷としては、ごみの排出の他、エネルギー消費に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出、水の使用に伴う生活排水の排出などがあります。このうち「ごみ」は、家庭や事業所などから排出している状況を実際に目で確認でき、量を数値化して評価できるため、環境負荷の指標として最も身近でわかりやすいことが特徴であり、環境負荷の低減のためには、ごみの減量に努めることが最も効果が高いといわれています。

現在のごみに関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄というこれまでのライフスタイルやビジネススタイルに起因しているものであり、物質的な豊かさと利便性・効率性を最優先して追求してきたこれまでの風潮によるものです。

このため、ごみに関する問題の解決のためには、従来のライフスタイルやビジネススタイルの見直しと、一人ひとりの価値観の転換により、将来的に持続可能な「循環型社会」を形成し、豊かさや快適さのみを追求せず、安全・安心な社会が現在だけでなく、将来においても維持されることを目指して、各種の取り組みを進めていくことが大切です。

本市では、平成27年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ処理に関する各種の施策を推進し、ごみの減量化・資源化に努めてきました。本計画においても、引き続きごみの減量化・資源化に努めることが望まれるため、本計画の基本理念・基本方針などの内容は、前計画を大きく変えることなく、継続・踏襲することを基本として、適正な施策・事業を推進・展開していくことを目指します。

《 基 本 理 念 》

環境への負荷が少ない循環型社会の形成

2. 基本方針

基本理念を踏まえ、具体的にするための方向性として以下の基本方針を定めます。

本市を取り巻く社会情勢をみると、将来における人口減少と急速な高齢化の進行、高齢者のみの世帯の増加などが予測されています。このため、計画の基本理念である『環境への負荷が少ない循環型社会の形成』に向けて、これまで以上に効果的かつ効率的にごみの減量化・資源化を推進していくことが望まれます。

本計画では、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量[リデュース]を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけ再使用[リユース]・再生利用[リサイクル]に回すという『3 R原則』をごみ処理の基本とし、ごみの発生を回避・過剰包装等不要なものを断る[リフューズ]を加えた「4 R」を推進していきます。

また、ごみの発生・排出抑制や適正な処理・処分のあり方などを示すとともに、計画の展開・推進に際しての市民、事業者、行政の役割分担を明らかにします。

この他、本市はごみ処理を担当する主体として、環境への負荷の少ない適正なごみ処理事業を継続することを目指します。

これらを踏まえた上で、基本理念の実現を目指すための基本方針を以下に示します。

本計画では、これらの基本方針に基づく各種の施策を展開することにより、市域における環境負荷の抑制と循環型社会の実現を目指します。

《基本理念の実現を目指すための基本方針》

基本方針1. 廃棄物発生回避の促進

- ★そもそもごみを発生させない生活様式を促進します。
- ★過剰包装等の不要なものは自ら進んで断りを申し出ます。

基本方針2. ごみ減量化（排出抑制）の推進

- ★家庭系ごみについては、引き続き指定のごみ袋によってごみの分別徹底を図ります。また、循環型社会の意識醸成やごみの分別の徹底を図るため、啓発活動に努めます。
- ★事業者に対しては、廃棄物処理責任を明確化し、分別意識を高めごみの減量化を図ります。

基本方針3. 資源化の推進

- ★市民、事業者が無理なく継続できる、資源物をごみとせず回収するシステムを確立し、更なる資源物のリサイクル率の向上を図ります。安心・安全で環境負荷の少ないごみ処理事業の推進により、本市の豊かな自然と快適な生活環境を守ります。

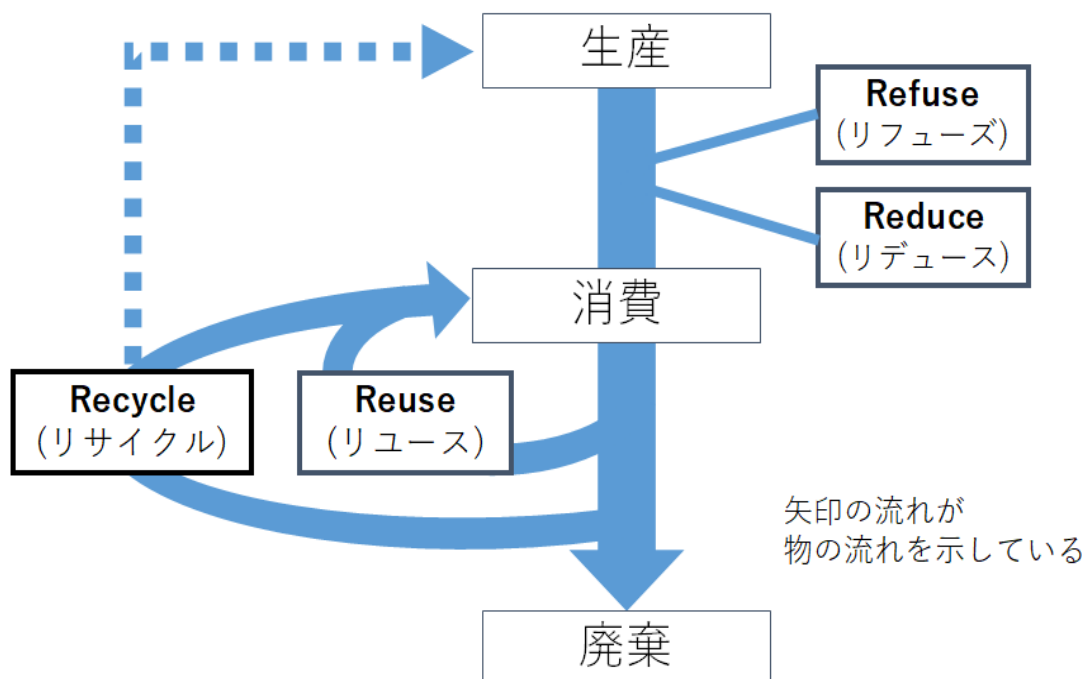
基本方針4. 廃棄物の適正処理

- ★多種多様化しているごみ問題に対し、組合や構成市との連携を図りながら、効率の良い分別収集や適正な処理を図ります。

参考資料 4 Rの概念

4 Rとは、ごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）する「3 R」に、ごみの発生を回避・過剰包装等不要なものを断る（リフューズ）を加えた概念であり、今後この「4 R」を推進していきます。

【図 4-1】 4 Rの概念



【表 4-1】 4 Rの内容

ごみの発生回避 (Refuse リフューズ)	過剰包装等の不要なものは自ら進んで断りを申し出る。
廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
再使用 (Reuse リユース)	不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
再資源化 (Recycle リサイクル)	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、資源として使うこと。

第2節 ごみ処理量の予測

1. 将来人口

現状のごみ処理を取り巻く状況が将来も継続する場合に、ごみ処理量（ごみ発生量、処理・処分量）がどのように推移するかを把握しました。このとき、将来人口の変化についても考慮しました。

市の将来人口としては、本計画の上位計画である「とりで未来創造プラン 2024」において示されている、推計人口を採用しました。本市の計画収集人口の予測は以下のとおりで、目標年次（令和11年）には、101,475人となることが予測され、令和6年から令和11年の間で4,433人の減少が見込まれます。

【表 4-2】 将来人口

単位：(人)

	実績値		推計値
	平成2年度	令和6年度	令和11年度
計画収集人口	106,815	105,908	101,475

※出典：とりで未来創造プラン 2024

2. ごみ発生量の予測方法

ごみ発生量は、家庭系ごみと事業系ごみ、集団回収に区分して予測します。

(1) 家庭系ごみ

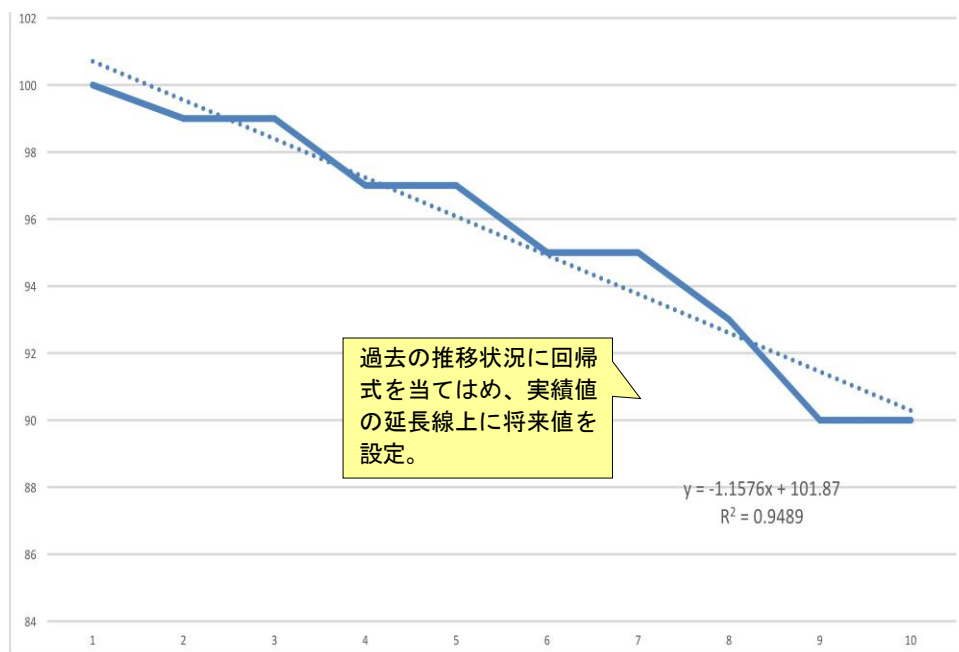
家庭系ごみ排出量は、「原単位法」を使用して将来予測します。

「原単位法」とは、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（これを「ごみ原単位」といいます。）に将来人口と年間日数を乗ずることにより排出量を求める方法です。

$$\text{家庭系ごみ排出量} = \frac{\text{市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（ごみ原単位）}}{\text{ごみ原単位}} \times \text{将来人口} \times \text{年間日数}$$

将来の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、過年度の実績値（家庭系ごみ排出量と人口、年間日数から算出）よりトレンド予測を行います。トレンド予測とは、過去の動態が将来も同様に推移するという考え方により、過年度の実績値に回帰式を当てはめ、実績値の延長線上に将来値を設定する方法です。

【図 4-2】 トrend予測の例



(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、家庭系ごみ排出量と同様に、「原単位法」を使用して将来予測します。

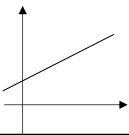
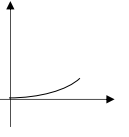
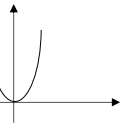
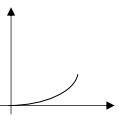
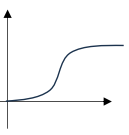
(3) 集団回収

集団回収は、家庭系ごみ排出量と同様に、「原単位法」を使用して将来予測します。

(4) 処理・処分量の予測方法

将来の処理・処分量は、過去5年間（令和2～令和6年度）の実績値を基に、「ごみ処理施設構造指針解説」（昭和62年 厚生省水道環境部監修）に示す推計式を用いて予測します。また、各推計式の特徴は以下のとおりです。

【図4-3】 推計式の特徴

推計式	模式図	特性
一次傾向線		直線的な線で、aの符号により上昇傾向・下降傾向となる。
べき曲線		多くの都市の人口推計に適用できるといわれている。
二次傾向線		人口推定ではあまり整合がよくないが、ごみ量の推計では用いられることがある。
一次指数曲線		過去のデータが等比級数的な傾向の時に、あてはめの結果が良いといわれている。
ロジスティック曲線		時間の経過とともに漸増し、中間で増加率が最も大きく、そのあと増加率が減少し、飽和に達するような曲線式を持つとする。

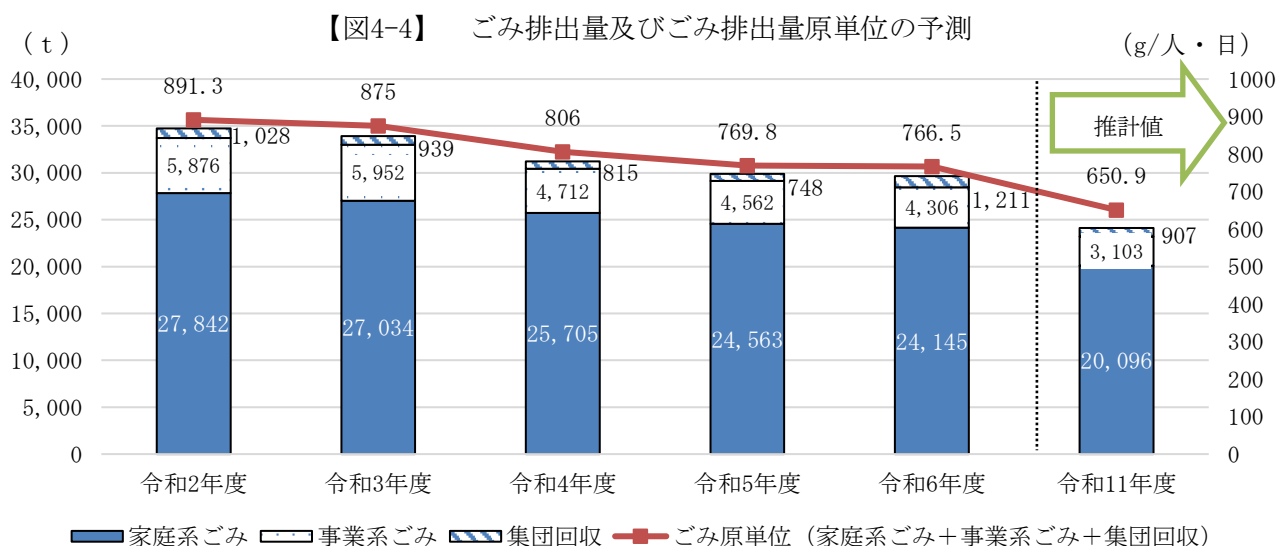
推計式	数式	備考
① 一次傾向線	$Y=a \cdot X+b$	Y:推計値（原単位等） X:年度数 a, b, c, K:定数
② べき曲線	$Y=a \cdot X^b$	
③ 2次傾向線	$Y=a \cdot X^2+b \cdot X+c$	
④ 1次指数曲線	$Y=a \cdot b^x$	
⑤ ロジスティック曲線	$Y=K/\{1+a \cdot e^{(-bx)}\}$	

3. ごみ排出量の予測結果

(1) ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収）は減少傾向で推移し、令和6年度は29,662 t（令和2年度から14.6%減少）、令和11年度は24,106 t（同30.6%減少）と予測しました。

ごみ原単位（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収）は、令和6年度は766.5g（令和2年度から14.0%減少）、令和11年度は650.9g（同27.0%減少）と予測しました。



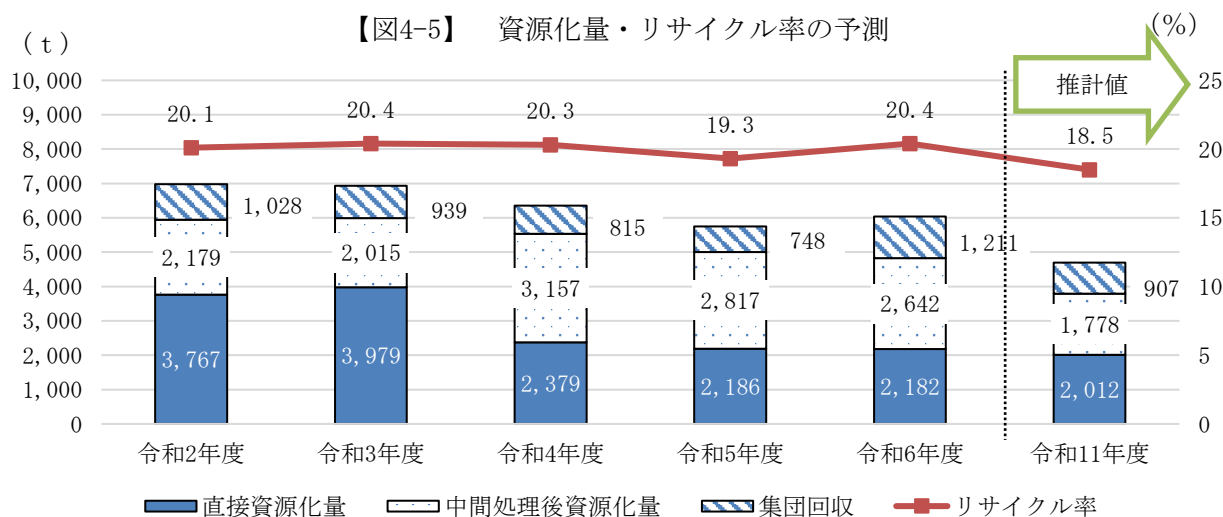
【表 4-3】 ごみ排出量及びごみ排出量原単位の予測

		人口 (人)	ごみ排出量 (t)				ごみ原単位 (g/人・日)			
			家庭系ごみ ＋事業系ごみ ＋集団回収	家庭系 ごみ	事業系 ごみ	集団 回収	家庭系ごみ ＋事業系ごみ ＋集団回収	家庭系 ごみ	事業系 ごみ	集団 回収
実績	令和2年度	106,815	34,746	27,842	5,876	1,028	891.3	714.2	150.7	26.4
	令和3年度	106,096	33,925	27,034	5,952	939	875.0	697.1	153.7	24.2
	令和4年度	106,071	31,232	25,705	4,712	815	806.0	663.2	121.7	21.1
	令和5年度	105,971	29,873	24,563	4,562	748	769.8	632.8	117.7	19.3
	令和6年度	105,908	29,662	24,145	4,306	1,211	766.5	623.8	111.4	31.3
予測	令和11年度	101,475	24,106	20,096	3,103	907	650.9	542.6	83.8	24.5

(2) 資源化量の予測結果

資源化量は減少傾向で推移し、令和6年度は6,035 t（令和2年度から13.5%減少）、令和11年度は4,697 t（令和2年度から32.64%減少）と予測しました。

リサイクル率は、令和6年度は20.4%（令和2年度から0.3ポイント増加）、令和11年度は18.5%（令和2年度から1.6ポイント減少）と予測しました。



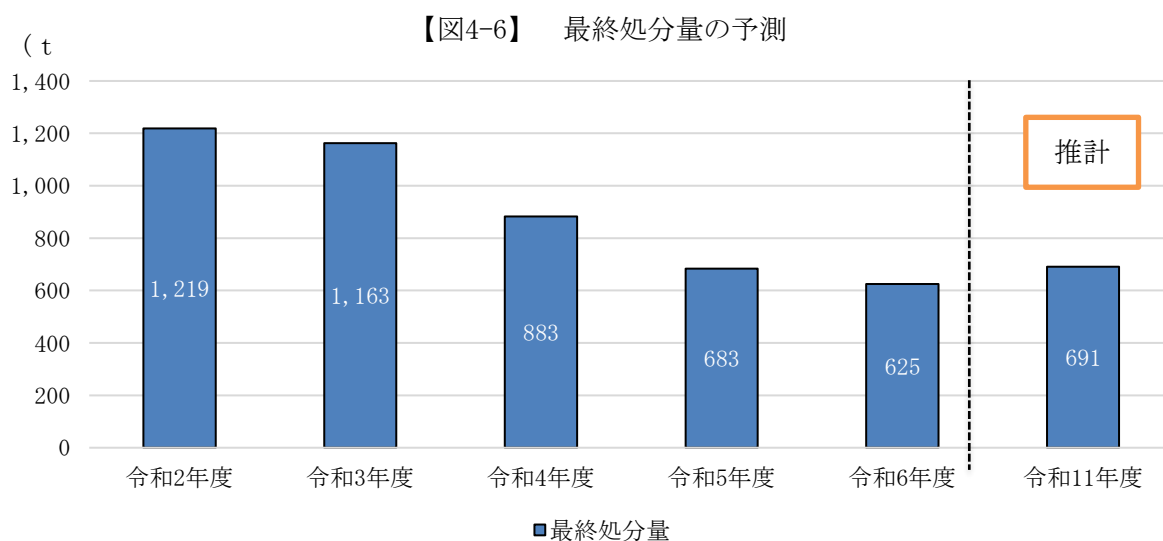
【表 4-4】 資源化量・リサイクル率の予測

		総資源化量 (t)	直接資源化量 (t)	中間処理後 資源化量 (t)	集団回収 (t)	リサイクル率 (%)
実績	令和2年度	6,974	3,767	2,179	1,028	20.1
	令和3年度	6,933	3,979	2,015	939	20.4
	令和4年度	6,351	2,379	3,157	815	20.3
	令和5年度	5,751	2,186	2,817	748	19.3
	令和6年度	6,035	2,182	2,642	1,211	20.4
予測	令和11年度	4,448	2,012	1,778	907	18.5

※ リサイクル率：（直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収）÷（ごみ処理量+集団回収）×100

(3) 最終処分量の予測結果

最終処分量は減少傾向で推移し、令和6年度は625 t（令和2年度から48.7%減少）、令和11年度は691 t（同43.3%減少）と予測しました。



【表 4-5】 最終処分量の予測

単位：(t)

		最終処分量	焼却残渣量
実績	令和2年度	1,219	1,219
	令和3年度	1,163	1,163
	令和4年度	883	883
	令和5年度	683	683
	令和6年度	625	625
予測	令和11年度	691	691

第3節 数値目標

1. ごみ減量に係る目標

本計画でのごみ減量に係る目標は、「ごみ原単位」及び「家庭系ごみ原単位」、「事業系ごみ原単位」を対象とし、ごみ減量を推進するものとします。

「ごみ原単位」及び「家庭系ごみ原単位」は減少傾向と予測しましたが、資源ごみの分別排出を徹底し、現状の排出量を保持します。また可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは推計値よりさらなる減量を目指します。

「事業系ごみ原単位」は減少傾向で推移すると予測しましたが、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、さらなる減量を目指します。

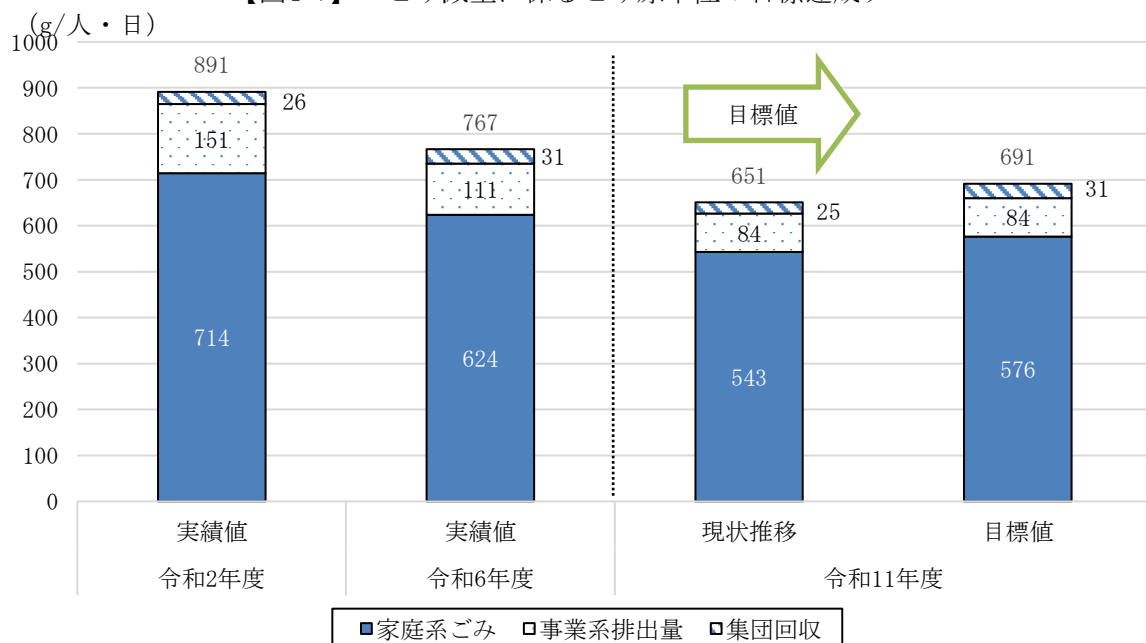
第3章第8節で示した現在の目標値は、国で掲げているごみ排出量の目標値よりも削減量が大きく、令和6年度の時点で達成できていない項目もあることから、目標値は同様のままとします。

ただし、リサイクル率の目標値を達成するためには、更なるごみ排出量の削減と資源ごみ量の一定量確保が必要であり、下記の各グラフに示す数値が努力目標となります。

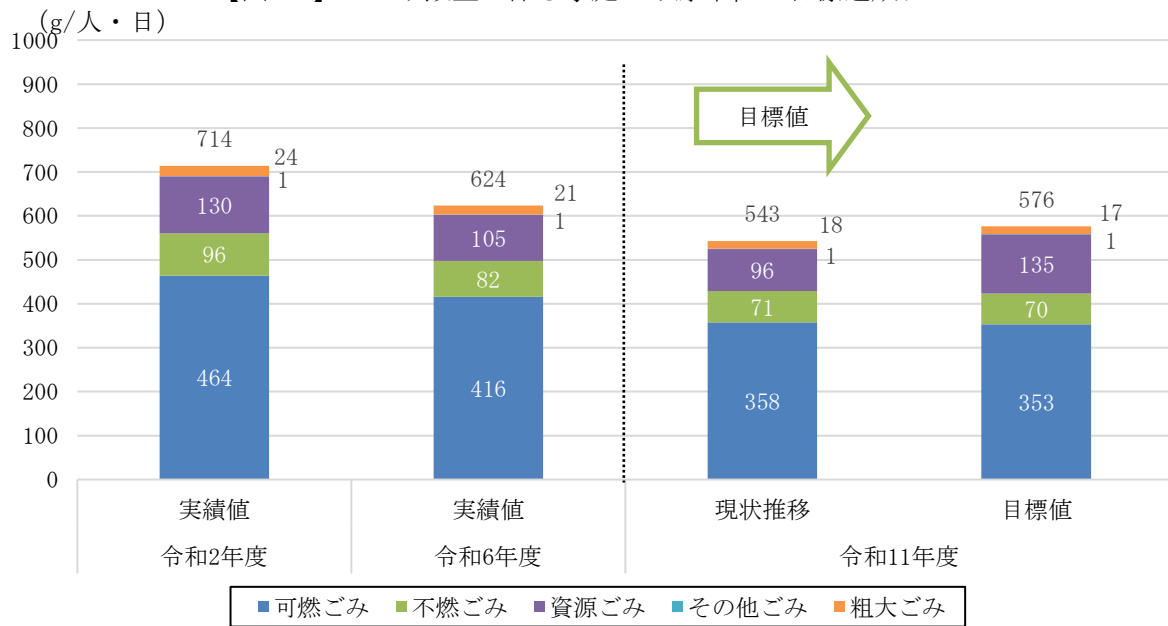
【表4-6】 ごみ減量に係る目標

項目	目標年度	数値目標
1人1日当たりごみ排出量 (ごみ原単位) 基準量：767g/人・日（令和6年度）	令和11年度	ごみ排出量 732g/人・日
1人1日当たり家庭ごみ排出量 (家庭ごみ原単位) 基準量：624g/人・日（令和6年度）	令和11年度	家庭ごみ排出量 576g/人・日
1人1日当たり事業系ごみ排出量 (事業系ごみ原単位) 基準量：111g/人・日（令和6年度）	令和11年度	事業系ごみ排出量 156g/人・日以下

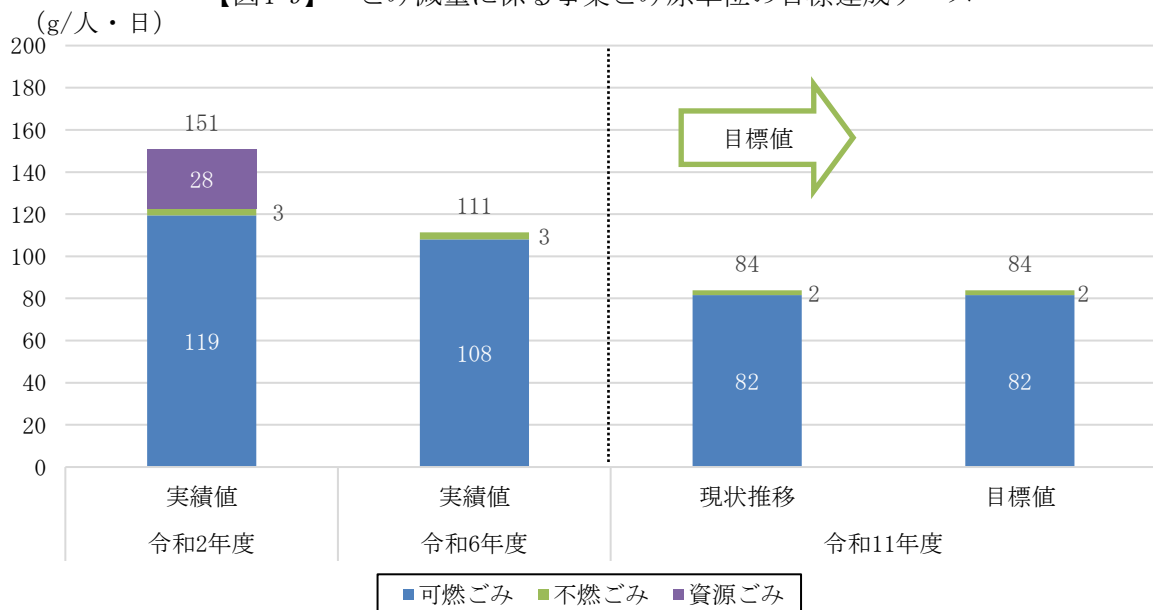
【図4-7】 ごみ減量に係るごみ原単位の目標達成ケース



【図4-8】 ごみ減量に係る家庭ごみ原単位の目標達成ケース



【図4-9】 ごみ減量に係る事業ごみ原単位の目標達成ケース



2. 処理・処分に係る目標

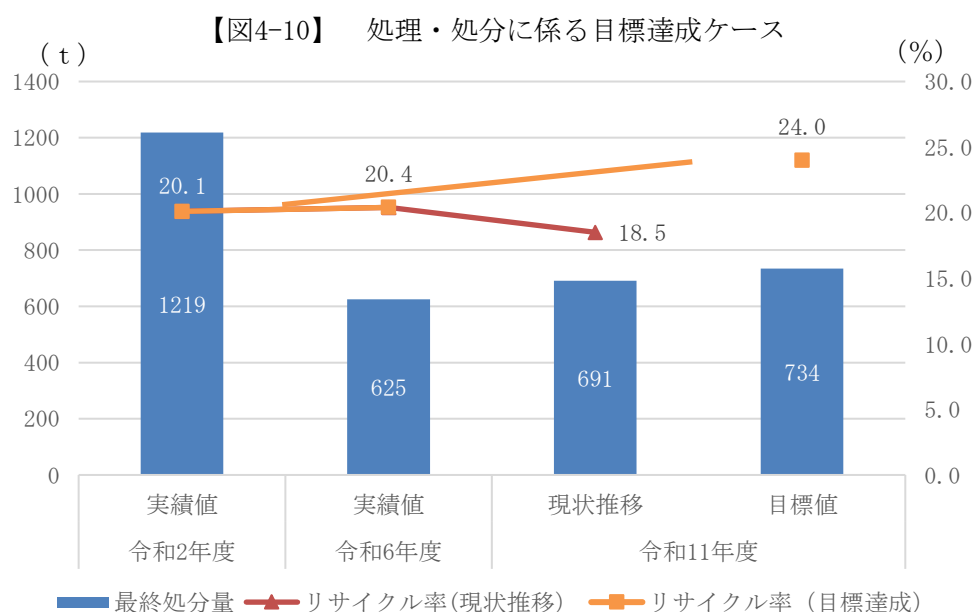
本計画での処理・処分に係る目標は、「最終処分量」及び「リサイクル率」を対象とし、今後も適正な処理・処分を推進するものとします。

「最終処分量」は減少傾向で推移すると予測しましたが、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、さらなる減量を目指します。最終処分量は令和6年度の段階で目標値を下回っていますが、前項で示したごみ排出量の目標値について、令和6年度の時点で達成できていない項目もあることから、目標値は同様のままとしますが、リサイクル率の目標値を達成するためには、更なるごみ排出量の削減と資源ごみ量の一定量確保が必要であり、下記の各グラフに示す数値が努力目標となります。

「リサイクル率」は改定当初、令和6年度24.0%、令和11年度27.0%以上としていました。しかし、令和6年度の実績値は20.4%であり、令和6年度の目標値を達成できていません。今回の改定では、リサイクル率24.0%を令和11年度の目標値とし、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、今後も27.0%以上のリサイクル率を達成することを目指します。

【表4-7】 処理・処分に係る目標

項目	目標年度	数値目標
最終処分量 基準量：625 t（令和6年度）	令和11年度	年間最終処分量 1,000 t 以下
リサイクル率 基準値：20.4%（令和6年度）	令和11年度	リサイクル率 24.0%以上 （継続して27.0%以上を目指す）



※リサイクル率：（直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収）÷（ごみ排出量）×100

第4節 減量化・資源化計画

先に定めたごみの減量化・資源化目標及び各計画を達成するために、4Rを推進し、住民・事業者・行政が一体となってごみ減量化・資源化に取り組むための基本的な施策について、以下のとおりを示します。

＜基本方針1＞ 廃棄物発生回避の促進に向けた施策

(1) 行政の役割

①環境に関する啓発の推進

- SDGsの目標達成に向け、教育機関、地域団体と連携し、4R行動の推進を図ります。

②ごみの発生回避に対する啓発

- 引き続き、マイバッグ・マイバスケットの使用を推進します。

(2) 市民の役割

①包装に対する啓発

- 過剰包装はもちろん、簡易包装についても不要な物は断るよう啓発します。
- マイバッグ・マイバスケット持参運動に協力します。

②不用品の有効利用

- 不要となった物は、すぐにごみとして捨てず、物を大切に有効利用するよう努めます。

＜基本方針2＞ ごみ減量化（排出抑制）の推進に向けた施策

(1) 行政の役割

①環境に関する啓発の推進

- 市内イベントに参加し、ごみ減量に対する意識啓発の機会を増やします。

②ごみの減量化、排出抑制に対する啓発

- 地球環境を守るため、温室効果ガス(二酸化炭素等)の削減を目的として、広報やホームページ等により、ごみの減量化に関する情報提供を幅広く行います。
- 食品ロスの削減を啓発していきます。
- 庁舎内で使用する事務用品や資機材等は、再生品、長期使用に耐えられる商品、資源として再生可能な商品の使用に努めます。また、可能な限り物を無駄に消費しないように努め、行政自らが率先して減量化行動を実践します。
- 可燃ごみ中に紙類が多く含まれているため、分別排出の周知や他自治体で行われている施策を参考にし、更なるごみ減量化を推進していきます。

③生ごみ減量化に対する施策

- 生ごみの水切りを推進するために現状と課題を把握し、かつ、先進自治体の事例を調査して、施策に反映していきます。
- 生ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機等購入補助金制度事業を継続、推進していきます。
- キューロ（生ごみ処理容器）による生ごみの減量化を推進していきます。

④廃棄物減量等推進員との連携

- 廃棄物減量等推進員と連携を密に行い地域のごみ排出状況を把握することで、ごみ減量に対する課題を抽出し、ごみ減量化施策に反映していきます。

⑤ごみ処理有料化の実施、検討

- 引き続き、粗大ごみについては、ごみ処理手数料制を行います。
- 粗大ごみ以外の家庭系ごみについては、今後のごみ減量化の推移をみながら、排出者負担の公平化等を図り、ごみ減量化の意識が働くよう、家庭ごみ処理手数料の有料化導入を、導入済み自治体の実態状況を調査・分析したうえで検討します。

(2) 市民の役割

①ごみ減量化意識の高揚

- 「もったいない」意識の輪を地域に広げます。
- 購入する際には、ごみになりにくいものを選択します。
- 使い捨て商品避け、長期的に使用可能な商品を選択しごみの排出抑制に努めます。
- ごみの減量を意識し、分別を徹底します。

②ごみ減量化の促進

- 生ごみの水切りを徹底します。
- つめ替え品可能な商品を積極的に利用し、容器包装廃棄物の削減に努めます。
- 組合の生ごみ堆肥化事業への参加や、生ごみ処理機等を活用し、生ごみの堆肥化に協力します。

(3) 事業者の役割

①事業者の減量義務の履行

- 取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下、「市条例」といいます。）第 11 条における、物の製造、加工、販売等に対して、長期的に使用可能な商品の開発や商品の修理体制の確保等、ごみの発生の抑制のために必要な措置を講じるよう努めます。
- 包装は簡易なものとし、ごみの発生抑制に努めます。
- 製造過程の中で食品廃棄物をなるべく発生させないよう努めます。

<基本方針3> 資源化の推進に向けた施策

(1) 行政の役割

①資源化の促進

- 市内イベントに参加し、資源化に関する広報活動の機会を増やします。
- ごみの資源化に関する最新情報の把握に努め、実効性のあるものに関して広く周知を行っていきます。
- ごみ組成調査より、可燃ごみ中には資源物になりうる紙類が含まれているため、分別排出の徹底を行い、資源化を促進します。
- 小型充電式電池の回収の重要性について積極的な情報発信を行うとともに、回収窓口の周知の徹底と回収窓口の拡大について検討します。

②資源回収団体の活動支援

- 資源物回収団体助成金制度を継続し、集団回収の活性化を支援します。
- 資源物回収量の増加に向けた広報活動を推進し、各地区のリサイクル量が増えるような施策を検討していきます。

③小型家電リサイクルの推進

- 拠点回収の配置を適宜見直し、また、回収対象品目の拡充を図ることで、小型家電のリサイクルを促進します。

④事業者に対する資源化の助言・指導

- 市条例第 18 条において大規模事業用建築物の所有者に対して定めている、再利用対象物の保管場所について設置状況を把握し、減量化を適正に行うよう指導します。
- 広報やホームページ等により、事業者向けのごみの資源化に関する情報提供を幅広く行います。

(2) 市民の役割

①資源物の分別徹底

- 資源化可能な紙類、衣類、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装はごみとして出さずに資源物として分別を徹底します。

②資源物の販売店自主回収の協力

- リターナブルビンやアルミ缶等の販売店自主回収に協力します。

(3) 事業者の役割

①資源物の分別徹底

- 事業所から排出される、資源化可能な物のごみとして捨てず、積極的に資源物としてリサイクルするように努めます。特に資源化可能な紙類については、再資源化します。
- 大規模事業用建築物の所有者については、再利用保管場所の利用を適正に行い、資源物の分別を徹底します。

②食品廃棄物の利活用

- 飲食店、スーパー等の食品廃棄物を発生する事業所については、可燃ごみではなく堆肥化処理するよう努めます。

<基本方針4> 廃棄物の適正処理に向けた施策

(1) 行政の役割

①ごみの適正処理の推進

- 分別不良ごみ問題や医療系廃棄物問題等、多種多様化するごみ問題について、組合及び構成市と情報交換を図り課題解決に向けて連携します。
- 広報やホームページ等により、ごみの分別方法に関する情報提供を幅広く行います。特にプラスチック製容器包装については、正しく市民に認知されるように分別に関する情報提供を積極的に実施します。
- ごみ処理に関する経費を算出、公表することで、これらをより経済的に行うことができないか、検討します。

②不法投棄の防止

- ごみ集積所は利用者による維持管理を基本としつつ、解決できない不法投棄については警察と連携し、不法投棄の未然防止に努めます。
- 県が行う産業廃棄物不法投棄監視活動に協力します。
- 不法投棄ボランティア監視員の活動に対し、不法投棄防止啓発用品の貸出し等の支援を行います。

③外国籍の市民向けのごみ出し適正化に対する支援

- ごみの分別方法に関する情報について、外国語版の手引きを作成し適正なごみ出しができるよう支援します。
- ごみ指定袋の外国語併記について検討します。外国籍の市民の利用実態を調査し、組合及び構成市と協議していきます。

(2) 市民の役割

①ごみ排出のルールへの遵守

- ごみ・資源物の収集日時を遵守します。

②ごみ集積所の維持・管理

- ごみ集積所は衛生的に使用し、維持管理に努めます。

(3) 事業者の役割

①ごみ排出の適正化

- 廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区別し、自らの責任により適正に処理します。

第5節 収集運搬計画

1. 収集区域

本市内全域とします。

2. 収集運搬

ごみの分別収集は、適正な処理・処分を行うために重要な役割を果たしており、資源循環の過程においては資源化への最初の一步であるため、最適な処理及び合理的な資源化に先立ち、適切な分別収集の体制を構築する必要があります。また、将来における高齢化・人口減少への対応のため、作業効率や費用対効果の高いごみの収集・運搬体制を構築する必要があります。

家庭系ごみの収集運搬の体制については、業務委託（一部直営）により行っており、今後も継続して行うものとします。

事業系ごみの収集運搬の体制については、許可制度により行っており、今後も継続して行うものとします。一般廃棄物収集運搬業の許可については、廃棄物処理法第7条第5項及び第10項の規定を踏まえ、一般廃棄物収集運搬業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、計画区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮した上で定めるものとします。

家庭系及び事業系一般廃棄物は本市が主体となり、収集運搬計画を立案して行うものとし、引越し等一時的に大量に排出される一般廃棄物については、排出者自身において直接搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者と契約して処分するものとします。

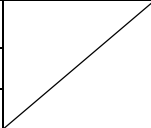
本市で収集できないごみについては、「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で定めた上で、販売店又は専門の処理業者へ依頼するものとします。

本市の収集運搬の概要を次に示します。

【表 4-8】 家庭系一般廃棄物の収集運搬の概要

分別区分		ごみの種類（概要）	排出形態	収集方式	収集回数
可燃ごみ		資源化できない紙くず類、木くず、厨芥類、布及び綿類、使い捨てオムツ類	指定袋	ごみ集積所	週 2 回
不燃ごみ		資源化できないプラスチック類、ビニール類（ビニール、皮革、ゴムホース等）	指定袋		週 1 回
		資源化できない金属類（鉄、アルミ、ステンレス）、割れ物類、家電類	指定袋		月 1 回
粗大ごみ		可燃性（家の廃木材、たたみ、マットレス、カーペット、ベット及び木製家具類）、不燃性（金属製家具及び用具類、プラスチック製遊具及び玩具類、特定家庭用機器再商品化法に該当しない家電類、自転車類、石油ストーブ類、タイヤ、農機具類）	粗大ごみ処理券	戸別収集	予約制
資源物	ビン（3 区分）	茶色のビン（飲食用）	コンテナ	ごみ集積所	月 2 回
		無色のビン（飲食用）	コンテナ		
		その他の色のビン（飲食用）	コンテナ		
	あき缶	缶類	指定袋		隔週
	ペットボトル	PET ボトルの法定識別マークの表示のあるもの	指定袋		
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装の法定識別マークの表示のあるもの	指定袋		
	古紙（4 区分）	新聞	ひも束		月 2 回
		雑誌・雑がみ			
		段ボール			
		牛乳パック			
	古布	下着類、皮革製品、ビニール製品を除く衣類	ひも束にして透明袋		随時
	小型家電	デジタルカメラ、ゲーム機器、AC アダプター、電子手帳、卓上計算機、携帯音楽プレーヤー、ビデオカメラ、携帯電話、カーナビ、ワープロ外	専用回収箱	拠点回収	
有害ごみ	乾電池	乾電池、水銀式体温計	専用回収箱	拠点回収	随時
	蛍光管	蛍光管	専用回収箱	拠点回収	随時
生ごみ（モデル地区対象）		水切りした食品残渣	専用回収箱	ごみ集積所 （取手事業所） 戸別収集 （守谷事業所）	週 2 回
小型充電式電池		ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	窓口回収	拠点回収	随時

【表 4-9】 事業系一般廃棄物の収集運搬の概要（可燃ごみ以外は事業活動に伴わないものに限る）

分別区分		ごみの種類（概要）	排出形態	収集方式	収集回数
可燃ごみ		資源化できない紙くず類、木くず、野菜くず、食料品くず、布及び綿くず、厨芥類	指定袋	戸別収集	戸別契約
不燃ごみ		資源化できないプラスチック類、ビニール類（ビニール、皮革、ゴムホース等）	指定袋		
		資源化できない金属類（鉄、アルミ、ステンレス）、割れ物類、家電類	指定袋		
資源物	ビン（3区分）	茶色のビン（飲食用）			
		無色のビン（飲食用）			
		その他の色のビン（飲食用）			
	あき缶	缶類（飲食用）	指定袋		
	ペットボトル	PET ボトルの法定識別マークの表示のあるもの	指定袋		
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装の法定識別マークの表示のあるもの	指定袋		

第6節 中間処理計画

1. 中間処理

中間処理については、今後も引き続き組合の中間処理施設である「常総環境センター」において、常総市、つくばみらい市、守谷市と循環型処理システムの構築を目指して共同処理を行います。「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源物（あき缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装）」については組合で選別・処理等を行い、資源やエネルギーの有効利用を行い、更なる減量化を推進します。

平成 24 年度から新しい分別・収集を始めた「ペットボトル」、及び「プラスチック製容器包装」については、適正な分別・排出が行われるように引き続き市民への啓発に努め、容器包装リサイクル法に基づいた適正な処理を行った後、民間再生事業者へ引き渡します。

「有害ごみ」については組合で一時保管した後、民間事業者へ処理を委託し適正な処分を行います。

生ごみ堆肥化事業については、組合と事業協力を継続し、受け入れ世帯・地域の拡大を目指して生ごみの堆肥化に取り組みます。

「小型家電」については、小型家電リサイクル法に基づき、本市が認定事業者に適正に引き渡すこととします。

2. 中間処理に関する特記事項

中間処理に関する計画については、組合の定めるところによるものとします。資源化率の更なる向上のため、組合及び構成市で施策について協議を進めていくものとします。

第7節 最終処分計画

1. 最終処分

本市及び組合圏域内には最終処分場を有していないことから、圏域外の管理型処分場に最終処分を委託しています。最終処分場は自区内処理を目指して、圏域内に必要な規模の最終処分場を設置することが最適と考え、組合では常総環境センター最終処分場検討会を設置し、最終処分場候補地の選定に向けて検討を進めています。

2. 最終処分に関する特記事項

最終処分に関する計画については、組合の定めるところによるものとします。

参考：他自治体のごみ減量化等に向けた取組

1. 紙・布の回収

(1) 雑紙回収袋の配布（つくば市）

- 施策の内容

雑紙分別を推進するため、「雑紙回収袋」を市有施設や一部スーパーなどで配布しているほか、ホームページで、家庭でできる雑紙回収袋の作り方の紹介も掲載しており、燃やせるごみに含まれている紙類の分別および燃やせるごみの減量化に効果的です。

(2) 資源物回収ステーションの設置（京都市）

- 施策の内容

常時開放している資源物回収ステーションを設置し、紙類や使用済てんぷら油、蛍光灯、乾電池、リユースびん、などの 16 品目を資源物として回収しており、収集日以外にもごみを出すことができます。

2. 家庭系ごみ減量周知

(1) 可燃ごみの組成調査結果の周知（京都市）

- 施策の内容

ホームページで、可燃ごみの組成調査結果より、生ごみの混入が多いことを周知し、「食べ残し」「手つかず食品」を処理するコストを掲載し、意識啓発を行っています。また、生ごみを出す際の水切りについてのお願いも掲載しています。

(2) フードドライブの実施（世田谷区）

- 施策の内容

フードドライブとは、家庭で余っている食品等を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に提供するボランティア活動であり、食品ロスの削減や食品等の有効利用のため、区や地域団体でフードドライブの受付窓口を設置し、余った食品等の回収を行っています。集められた食品等は、世田谷区社会福祉協議会を通じて、子ども食堂や区内の福祉施設等に提供されます。

(3) 分別アプリの導入

- 施策の内容

導入することで、自治体ごとの分別内容や収集日カレンダーなどを手軽に確認することができます。

3. 紙おむつリサイクル

(1) 紙おむつリサイクル（志布志市、大木町）

- 施策の内容

紙おむつ専用袋および紙おむつ専用ボックスを設置し、一般ごみの 1～2 割を占めていた使用済み紙おむつの再資源化する取り組みです。

4. ペットボトル水平リサイクル

(1) ペットボトル水平リサイクル（横手市、海老名市、大田区）

- 施策の内容

自治体と民間企業が連携し、排出された使用済みペットボトルをペットボトル製品に生まれ変わらせる取り組みです。水平リサイクルされた製品は、連携企業で利用されることになります。

5. 学校給食残渣リサイクル

(1) 学校給食残渣リサイクル（館林市、仙台市）

- 施策の内容

給食残菜を豚や鳥の飼料とする取り組みや、たい肥化し、学校の花壇や菜園等に利用するなどの取り組みがあり、生ごみの減量化を行っています。

6. 外国人向け周知方法

(1) アプリ、動画、チラシによる周知（神戸市）

- 施策の内容

複数の言語版のアプリ、動画、チラシをホームページに掲載しています。

(2) さんあーるアプリの多言語対応（盛岡市）

- 施策の内容

さんあーるアプリを日本語のほか 5 か国語対応にして、導入しています。

(3) 外国人向けチラシの作成（豊中市）

- 施策の内容

外国人向け「ごみと再生資源の分け方・出し方早わかりガイド」を作成し、ホームページに掲載しています。

令和 8 年 3 月発行

■お問い合わせ先■

取手市まちづくり振興部 環境対策課

電 話 : 0297-74-2141

F A X : 0297-73-5995

E メール : kankyo@city.toride.ibaraki.jp